

官報

号外

平成二十一年三月十七日

○第七十一回 衆議院會議録 第十五号

平成二十一年三月十七日(火曜日)

議事日程 第七号

平成二十一年三月十七日

午後一時開議

第一 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(森喜朗君外五名提出)

日程第一 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

消費者庁設置法案(第七十回国会、内閣提出)、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第七十回国会、内閣提出)及び消費者安全法案(第七十回国会、内閣提出)並びに消費者権利院法案(枝野幸男君外二名提出)及び消費者団体訴訟法案(小宮山洋子君外二名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

森喜朗君外五名提出、第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案(森喜朗君外五名提出)

○議長(河野洋平君) 第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。遠藤利明君。

第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案
〔本号末尾に掲載〕

〔遠藤利明君登壇〕

○遠藤利明君 た、だいま議題となりました第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、国民新党・大地・無所属の会を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。
案文を朗読いたします。

第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案
我が国において、一九六四年の東京オリンピック以来となるオリンピック夏季競技大会を開催することは、国際親善とスポーツ振興にとつて極めて意義深いものである。

衆議院は、来る二〇一六年の第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、その招致活動を強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。

右決議する。
以上であります。

オリンピック競技大会は、世界各国のスポーツの発展とともに、スポーツを通じて民族の相互理解を深め、世界平和への貢献に輝かしい成果を上げてきました。

一昨年九月十一日、政府は二〇一六年第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会について東京都が招致することを閣議了解し、同年九月二十五日、東京都は国際オリンピック委員会に立候補届を提出いたしました。

この第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会には、世界の七都市が立候補し、昨年六月四日にギリシャで開催された国際オリンピック委員会理事会において、東京

都のほか、マドリッド、シカゴ、リオデジャネイロの四都市が正式立候補都市として承認されたところがあります。そして、本年十月二日、デンマークで開催される国際オリンピック委員会総会において、この正式立候補都市の中から開催都市が決定される運びとなっております。

スポーツは、万国共通のルールのもとで行われるものであり、国際間の相互理解の促進に大きく寄与するものであります。世界の平和と繁栄に積極的に貢献する国づくりを進め、また、我が国の伝統文化と最先端技術を世界に発信し、都市の躍動と緑が調和したオリンピックの新しい開催モデルを示していくためにも、第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会の東京招致について、国を挙げて強力に運動を展開していかなければなりません。

また、東京、札幌、長野大会と同様に、オリンピック精神を最高度に発揮する大会が開催されますよう、政府、地方自治体及び民間が一体となつて、万全の受け入れ態勢を確立すべきであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

この際、文部科学大臣から発言を求められております。これを許します。文部科学大臣塩谷立君。

〔国務大臣塩谷立君登壇〕

○国務大臣(塩谷立君) た、だいまの御決議に対して所信を述べます。

第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会を東京都に招致し、我が国においてオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が再び開催されますことは、国際親善とスポーツの振興にとつてまことに有意義であり、喜ばしいことであると存じます。

政府といたしまして、ただいまの御決議の趣旨を十分に尊重いたしまして、平成十九年九月に閣議了解されました方針に従い、招致の実現並びに準備態勢の整備に最善の努力を払つてまいる所存でございます。(拍手)

日程第一 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。総務委員長赤松正雄君。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(赤松正雄君登壇)

○赤松正雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、成田国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成二十六年三月三十一日

まで五年間延長しようとするものであります。

本案は、去る二月二十四日本委員会に付託され、三月十二日鳩山総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、翌十三日に質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○谷公一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 谷公一君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改

正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長望月義夫君。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(望月義夫君登壇)

○望月義夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を一層促進していくための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限をそれぞれ五年間延長すること、

第二に、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発基本方針及び振興開発計画に定める事項として、両地域の振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保に関する事項等を追加すること、

第三に、奄美群島における地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収を地方交付税により補てんする措置の対象業種を追加することなどであります。

本案は、去る三月十一日本委員会に付託され、同日金子国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

消費者庁設置法案(第七十回国会、内閣提出、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第七十回国会、内閣提出)及び消費者安全法案(第七十回国会、内閣提出)並びに消費者権利院法案(枝野幸男君外二名提出)及び消費者団体訴訟法案(小宮山洋子君外二名提出)の趣旨説明

旨説明

○議長(河野洋平君) この際、第七十回国会、内閣提出、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案並びに枝野幸男君外二名提出、消費者権利院法案及び小宮山洋子君外二名提出、消費者団体訴訟法案について、順次趣旨の説明を求めます。国務大臣野田聖子君。

(国務大臣野田聖子君登壇)

○国務大臣(野田聖子君) ただいま議題となりました消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、消費者庁設置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

社会の複雑化に伴い、消費者問題は複数の省庁にまたがる横断的なものとなつており、縦割り行

政では適切に対応することが難しくなってきたております。近年、生活の身近なところで大きな不安をもたらす数々の消費者問題が生じる中で、国民が安全、安心を実感できるように、我が国の行政のあり方を大きく転換することが求められております。

振り返ってみますと、これまでの行政は、明治以来、各府省庁縦割りの仕組みのもとで、事業者の保護育成を通じて国民経済の発展を図ってまいりました。こうした中、消費者の利益の擁護及び増進は、あくまで、産業振興の間接的、派生的なものとして取り扱われてきたにすぎません。

この法律案は、まさに消費者、生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換していくため、消費者庁を設置しようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、消費者庁の設置、任務及び所掌事務等についてであります。

消費者庁は、消費者庁長官を長として、内閣府の外局として設置され、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うこととしております。

また、消費者庁長官は、所掌事務に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとしております。

第二は、消費者政策委員会についてであります。消費者政策委員会は消費者庁に置かれ、消費者

の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項について調査審議や意見具申を行うとともに、法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理することをつかさどることとしております。

また、消費者庁は、この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から発足することとしております。

続きまして、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、これまで各府省庁縦割りの仕組みのもとで行われてきた消費者行政について、消費者庁を設置し一元的に推進することが必要であり、消費者庁の設置にあわせ、消費者に身近な問題を取り扱う法律を消費者庁に移管すること等により、消費者の利益の擁護及び増進等を効果的に図ることができるようにするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものであります。

第二に、食品衛生法その他の関係法律について、内閣総理大臣及び消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うものであります。

第三に、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

最後に、消費者安全法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、消費者の需要はますます多様化し、かつ高度化しており、これに伴い、多種多様の事故やトラブルが生じるようになってきております。その中には、生命、身体に重篤な被害が生じたものや多額の財産的被害が生じたものも多数含まれて

おり、その被害の回復について困難が伴います。

そこで、国、地方公共団体その他の関係者が一体となって消費者の生命、身体、財産の安全の確保に関する総合的な施策を推進し、国民が安全、安心な消費生活を営むことができる社会を実現していくことが喫緊の課題となっております。

このため、消費者の被害に関する情報の消費者庁による一元的な集約体制の確立と、当該情報に基づき適確な法執行の確保を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本方針を策定するものとしております。

第二に、都道府県及び市町村は、消費生活相談、消費者安全の確保のために必要な情報の収集、提供等の事務を行うこととし、これを行うための施設または機関として、消費生活センターを都道府県は設置し、市町村は設置するよう努めることとしております。

第三に、行政機関、都道府県、市町村及び国民生活センターは、生命、身体に関する重大事故が発生した旨の情報を得た場合は直ちに消費者庁に通知することとする等、消費者庁による情報の集約体制を整備するとともに、消費者庁はこれを分析し、取りまとめ結果の概要を公表することとしております。

第四に、集約した情報をもとに、内閣総理大臣は、法律に基づく措置の実施が被害の発生、拡大の防止のため必要と認めるときは、当該措置の実施を関係各大臣に求めることができるようにするとともに、このような法律の対象とならない、いわゆるすき間事故であつて、生命、身体に関する重大事故に係るものについては、みずから事業者に対し必要な措置をとるよう勧告し、また、急迫

する危険があるときは、その原因となった商品の譲渡の禁止措置等をとることができることとしております。

以上が、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者枝野幸男君。

(枝野幸男君登壇)

○枝野幸男君 たいま議題となりました消費者権利院法案について、提出者を代表し、その趣旨及び概要を説明します。

近代以降、消費者を取り巻く環境、特に消費者と事業者との関係は著しく変化しました。商品、製品やサービス等の高度化と複雑化、事業や流通過程の大規模化などが進み、事業者と消費者との間では、情報や経済力の点で非対称性が著しく拡大しています。

明治三十一年、一八九八年に施行された現行民法は、契約当事者の双方が対等な関係にあることを前提に組み立てられ、行政による民事不介入を原則として運用されてきましたが、この民法制定時には全く想像のできなかった状況となっております。本来であれば、この百年余りの間に、こうした社会環境の変化に対応して、法制度と行政とを大きく転換し、消費者と事業者との間に生じた非対称性を適正に補うことのできる制度をつくり上げてくる必要がありました。

ところが、製造物責任法や消費者契約法等が順次制定されてきたものの、民事消費者法の整備はいまだ不十分です。それでも、裁判所は、判例の蓄積によって実質的公正の確保に努力してきましたが、司法だけで、広がる一方の非対称性を補い、消費者の権利を確保することは到底不可能です。

また、多くの国民にとって、裁判所は大変遠い存在です。時間的にも費用的にも、何よりも心理的にも、司法を通じてみずからの権利を守り得る消費者はごく一部に限られます。

特に、個々に見ると被害が少額な事案の場合、裁判というコストのかかる手段で救済や権利確保を図ることは著しく困難です。このため、多くの被害消費者は泣き寝入りを余儀なくされてきました。そして、加害者はやり得となり、不当に得た利益を確保できることから、抑止力が働かず、同種の被害が繰り返される原因となってきました。さらに深刻なのは、行政の対応です。

そもそも近代日本の行政システムは、富国強兵、殖産興業を主たる目的としてつくられました。このため、産業振興を第一に置き、事業者との深い結びつきが形成されて、つい最近まで、消費者行政という意識が決定的に欠如してしましました。最近でこそ、表面上は消費者を重視する姿勢が見え始めていますが、それでも、百年以上にわたる事業者とのかたい結びつきと産業振興という長年の習性が一朝一夕に変わるものではありません。消費者の観点に立った権限行使には極めて消極的です。

長年にわたる民事不介入原則がしみついていることもあって、行政が被害救済に積極的になることはほとんどありません。国民生活センターによる被害救済ですら、原則として、当事者の自主的な合意を促すにとどまります。事業者が受け入れを拒否したり、そもそも初めから行政を相手にする姿勢のない、いわゆる悪徳業者であつたりした場合は、ほぼお手上げの状態です。

さらに、日本の場合、省あつて国なし、局あつて省なしとやゆされるほど行政の縦割りにによる弊害が大きく、中央政府と地方政府との間でも、そ

の役割分担が明確ではありません。このため、消費者が行政の対応を求め、あるいは消費者被害情報が行政府に届いても、省や局の間の壁、中央と地方の壁によってたらい回しされ、あるいは情報がたなざらしされる例が後を絶ちません。

これらの結果として、消費者の生命、身体や財産を脅かす事件が続発しながら、司法や行政が十分に対応できず、被害救済や再発防止が十分に図られない事態が繰り返されています。

経済産業省が事故情報を把握しながら適切な対応がとられず多くの命が奪われたパロマ湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、法律に定められた表示の基準が守られず消費者の利益が損なわれた食品偽装や建物の耐震強度偽装、自治体と厚生労働省との連絡が適切に行われなかったために初動にくれが生じ原因究明に支障を来した中国産冷凍ギョーザ中毒事件、すき間事案であるがゆえに迅速な行政措置がとられなかったコンニャクゼリー窒息事故、相次いでいる生命保険やFXなど金融商品をめぐる消費者紛争やエル・アンド・ジーによる巨額詐欺事件、住宅リフォーム詐欺などなど、例を挙げれば切りがありません。

これらの事態を受けて、自民党内閣においても、おくれはせながら、消費者行政の重視を掲げ、消費者庁の設置に動いたことは、当然のこととはいえ、一定の評価をいたします。

しかし、百年以上にわたって放置されてきた消費者行政を相次ぐ事態に十分対応できるレベルにまで整備するには、単なる行政組織の組みかえでは不十分です。行政組織を幾ら組みかえても縦割りの弊害が取り除かれないことは、例えば直近の内閣府設置の結果を見ても明らかであります。

内閣府は、縦割り省庁から超越した立場で、横断的に総合調整を行うことを期待されて設けられ

ました。しかし、調整をするべき内閣府の経済財政担当大臣が調整を受ける側の財務大臣と兼任をしているという、この一点を見ても、その総合調整機能は絵にかいたもちになっています。

長年にわたって産業振興を担ってきた規制権限を有する各省庁は、これからも、規制を適切に実施する必要から見ても、事業者との強い結びつきを持たざるを得ないでしょう。そんな中で、新設官庁の消費者庁が、霞が関における力関係の中で、こうした古い規制官庁の抵抗を払いのけるような強い指導力を発揮できると思えません。

また、たまたま現在の野田消費者行政担当大臣は総裁候補にも名前が出る大物大臣ですから、野田大臣が今後ずっと消費者行政担当大臣を続けるのなら別かもしれませんが、他の大臣を歴任したキャリアの長い大物の政治家が就任することの多い規制官庁の大臣に対し、消費者担当大臣が本当に影響力を行使できるのでしょうか。

また、多くの消費者がその被害を相談し救済を求める窓口となるのは、地域に設けられた消費生活センターです。しかし、その権限や法的位置づけがあいまいな上に、現に相談に当たっている相談員の身分が、多くの場合不安定で、官製ワーキングプアの一つとなっています。それでも、相談センターが身近に設置されている地域は、まだましな方かもしれません。厳しい財政状況に置かれている多くの地方政府では、消費生活センターの設置、維持自体がますます困難になっています。

この点の抜本的な解決がなされない限り、消費者被害に適切に対応することは不可能です。私たちは、新しい消費者のための統治システムとして、以下申し上げる三つの条件を備える必要があると考えます。

第一に、消費の現場に近いところで、多種多様

な直接の相談に適切に対応できるシステムを国の責任として整備する必要があります。

このシステムは、問題事案の情報を把握するという意味では、行政のアンテナ役を担います。相談、あつせん等を通じて被害救済を図るという意味では、裁判所だけでは十分に機能しない紛争解決機能、つまり司法を補うものであります。

アンテナ役を担うには、全国どこで生じた情報でも漏れなく一元的に把握される必要があります。また、司法を補うものである以上、全国どこにいても格差なく救済を求めて利用できる仕組みになっている必要があります。したがって、このシステムは国の責任で整備することが重要になります。

第二に、相談窓口から集められた情報に基づき、各省庁が有している規制権限を適正に行使させることで、消費者の利益を実現させるシステムを構築する必要があります。

各省庁の有している消費者保護に係る法令は、少なく見ても二百本以上に上ります。多種多様な消費者問題の態様に応じてこれらすべての権限を適切に行使させることが可能でなければ、消費者行政の一元化とは到底言えません。

しかし、例えば薬事法や銀行法、電気事業法など、これらをすべて消費者関連官庁で所管することは現実的ではありません。世の中の大部分の問題は最終的には消費者とつながっており、関係し得る法律をすべて消費者関連官庁で所管するならば、外務省、防衛省を除いて他の官庁の大部分は必要なくなり、超巨大な消費者省だけで足りるということになってしまいます。

したがって、規制権限そのものは各省庁に残しながら、必要に応じて消費者行政の観点からその適切な行使を求めるという、一種の行政監視機能

を持たせることで、どんな事態にも対応できる現実的な消費者行政を目指すべきであります。

第三に、相談窓口から集められた情報等を集約、分析することで、必要となる政策を消費者の視点から企画立案するシステムを構築する必要があるとあります。

現場の情報をもっと多く、しかも直接に把握する機関の意見ができるだけストレートに立法府たる国会に届くことが、適切かつ迅速な政策推進のために重要です。

こうした認識に基づき、私たちは本法律案を提案しました。

以下、本法律案の内容を具体的に申し上げます。

第一に、消費者基本法の理念にのっとり、消費者の権利利益の擁護と増進を図るため、内閣の所轄のもとに、すなわち、内閣から一定の独立性を有する機関として、消費者権利院を置きます。

行政監視機能を十分に発揮させるためには、何よりも内閣からの高い独立性を確保する必要がありますが、会計検査院のように憲法上の機関として位置づけることが、本来ならば望ましいと考えます。

しかし、相次ぐ消費者被害に迅速に対応する観点から、人事院や日本銀行など現行憲法下で認められている独立性の高い行政機関を参考に、憲法改正を要することなく設置できる最大限の独立性を有する機関として位置づけました。

第二に、消費者権利院の所掌事務及び権限として、次の諸事項について定めています。

一つは、消費生活に関する相談、苦情の処理のあっせん、消費生活に関する情報提供、消費者に対する啓発及び教育などの、幅広い消費者の窓口としての事務です。

二つ目に、消費者問題による被害の発生、拡大

の防止や救済のために必要がある場合、行政庁に対して資料の提出要求や調査の要求を行えるものとししました。

同時に、行政機関や地方公共団体の長には、消費者問題の発生等について広範な報告義務を課し、一元的に情報が集約される仕組みとしています。

さらに、事業者に対しても立入検査を含む直接の調査を行えるものとしています。

なお、本法律案に言う消費者問題とは、取引、安全、表示などを問わず、事業者の行為に起因する消費生活における問題であって、多数の消費者の生命、身体、または財産を不当に侵害する一切のものと定義し、幅広くとらえることとしています。

三つ目は、行政庁に対し、期間を定めて消費者問題に係る処分を行うことなどを勧告することができると定めています。

また、勧告を行った場合には、その旨や勧告に係る事業者の名称等を公表することができるとしています。

四つ目は、消費者問題が発生し、または発生するおそれがある場合において、その被害の程度が著しく、緊急の必要があると認めるときは、消費者権利官が裁判所に申し立て、裁判所は事業者に対する一月以内の行為の禁止または停止の命令を発することができるとしています。

政府案では、いわゆるすき間事案について、内閣総理大臣が事業者に対し直接に勧告、命令を行うこととされています。しかし、その要件が抽象的で、どのような行為が対象になるのか明確でないにもかかわらず、この命令の違反に対しては一億円以下の罰金が科せられます。行政に対して余りにも大きな裁量権限を与えるもので、濫用防止

の歯どめがありません。

民主党案では、省庁ごとの所管に限定されることなく、ありとあらゆる分野の消費者問題について対象とする一方、裁判所のチェックという適正な手続をかませることで恣意的な権限行使を防ぎ得る制度となっており、政府案よりもはるかに現実的であります。

消費者権利院の所掌事務及び権限の五つ目は、消費者問題によって多数の消費者に生じた損害賠償請求権等について、強制執行が不可能あるいは著しく困難となるおそれがあり、緊急の必要があると認めるときに、消費者権利官の申し立てによって、裁判所が財産保全命令を発することができるとしています。

政府案の致命的な欠陥は、消費者被害の救済のための仕組みが一切導入されていない点です。消費者行政を幾ら強化したからといって、消費者問題の発生を完全に防止することは不可能です。消費者被害の回復を図り、消費者に被害を与えた事業者の違法収益を剥奪するための制度が不可欠です。

私たちは、この財産保全命令に加えて、訴訟援助等の規定を設け、後ほど小宮山議員から提案理由を御説明申し上げる消費者団体訴訟法案による損害賠償請求と相まって、違法収益の剥奪と消費者被害の救済に向けた実効的な制度を提起していきます。

六つ目は、国会の要請による特定事項の調査、報告に関する規定を設け、国権の最高機関として幅広い行政監視機能を有する国会との連携について定めています。

また、国会及び内閣に対する法令の制定、改廃に関する意見の申し出の規定を定めることによつて、消費者行政に関して幅広く立法提言を行うこ

ともできるとしています。

第三に、消費者権利院の組織に関して、次のとおり定めています。

一つは、消費者権利院の長を消費者権利官とし、国会の議決を経て内閣が任命することとしています。この国会の議決を行うに当たっては、委員会において候補者の所信を聴取することを予定しています。

二つ目は、消費者権利官は、任期六年とし、再任されることができないこととしています。長い任期を保障する一方、再任できないとすることで、独立性を担保できる制度としています。

なお、消費者権利官は、キャリア公務員のポストではなく、消費者の権利擁護等に関してすぐれた経験や知識を有する民間人の中から選任することを予定しています。

三つ目に、消費者権利官を補佐するため消費者権利官補一人を置くほか、合議制機関として消費者権利委員会を置き、一定の重要事項についての審議に当たらせることによつて、権限行使の適正さを担保することとしています。

四つ目に、消費者権利院には、中央の事務総局に加え、都道府県の区域ごとに地方消費者権利局を置くこととしています。

地方消費者権利局の長は地方消費者権利官とし、地域社会における消費生活の実情に通じ、消費者の権利擁護等について理解のある者のうちから、都道府県知事の意見を聞いた上で任命することとしています。

なお、現在の消費生活センターの多くは、この地方消費者権利局やその支局、つまり国の機関に移行します。そして、その事務が適正かつ円滑に実施されるよう、地方公共団体の消費生活部局との緊密な連絡を保ち、相互に協力しなければなら

ないことを明記しています。

地方財政の現状にかんがみると、消費生活センターを初めとする地方の消費者行政について地方公共団体にゆだねてしまう対応は、無責任というほかありません。基金をつくり、数年間は財政支援をするという御提案もありますが、その基金が底をついたとき、地方の消費者行政はどうなるのでありましょうか。

第四に、消費者行政の第一線で消費者からの苦情相談、あつせん等の業務を担う消費生活相談員を非常勤の国家公務員として法律上明確に位置づけた上で、十年の任期を保障し、再任を原則としています。これによって、現在行われている不当な雇いどめを防止し、消費生活相談員の方々が、その知識と経験を十分に生かしながら安心して職務に専念することができるよう配慮しています。

第五に、以上の諸事項のほか、消費者権利官と捜査機関等との連携協力の規定など、所要の規定の整備をすることとしています。

なお、消費者権利院の設置に伴い、国民生活センターは、法律上は発展的に廃止され、その業務を消費者権利院が担うこととなります。

第六に、この法律の施行期日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

今から八十年前、一九二九年に始まった世界恐慌は、領土拡大、植民地拡大による経済発展という十九世紀型の古い経済体制を崩壊させました。それ以来と言われる現在の世界同時不況は、二十世紀における大量生産、大量消費型経済体制の終わりの始まりです。事業者が個々の消費者と率直に向かい合い、安心、安全、信用、信頼など、大量消費社会では軽視されてきた価値をもう一度経済システムの中にしっかりと位置づけなければ、これからの経済は成り立ちません。

私たちは、こうした明確な歴史観に基づき、明治維新以来の我が国の統治システムそのものを消費者視点で抜本的に改革します。

単なる既存行政組織の組みかえではなく、司法、行政を含めたシステム全体を一から見直さない限り、明治維新以来、つまり、日本の近代以降を通じて積み重ねられてきた富国強兵、殖産興業型の行政を転換できるはずがありません。

以上が、この法案の趣旨及び概要であります。何とぞ、御審議の上、御賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者小宮山洋子君。

(小宮山洋子君登壇)

○小宮山洋子君 たいだいま議題になりました民主党・無所属クラブ提出の消費者団体訴訟法案につきまして、提出者を代表して、趣旨と概要を説明いたします。

このたびの消費者の権利を守るための法案は、長年の消費者、消費者団体の悲願でした。その要望の柱の一つが、違法に上げられた収益、違法収益を剥奪し、被害者に返してほしいということでした。

二〇〇六年に消費者契約法を改正して、消費者の皆さんの要望にこたえて、全体では大きな被害ですが一人一人の消費者の損害は小さな額のため泣き寝入りすることが多かった事件について、消費者団体がかかわって訴訟を起こせる消費者団体訴訟の制度をつくりましたが、被害の予防に当たる差しとめ訴訟だけ認める制度になっていました。

当時から民主党は、予防のための差しとめ訴訟と被害を回復する損害賠償訴訟は、車の両輪のようなもので、両方がそろって有効に機能すると考え、損害賠償訴訟も盛り込んだ民主党案を提出し、並行して審議をしましたが、残念ながら実現

しませんでした。

このたびの法改正では、そのときの案をより強化し、消費者権利院の支援を受けながら消費者団体が一人一人の消費者にかかわって損害賠償請求もできるようにしたものを、独立した消費者団体訴訟法案として提出いたしました。

どのような消費者被害を救済できるかという点、例えば、高齢者をねらった、布団や医療器具、健康食品、リフォーム工事の契約などがあります。エビの養殖に投資させるワイルドオーシャンプアームの詐欺事件では、およそ五万三千人が総額八百億円の詐欺に遭っています。また、エル・アンド・ジーの円天事件は、古典的なマルチ商法ですが、およそ五万人が総額一千億円の被害に遭っています。

こうした個々の損害を一人一人が裁判することは困難で、全体の被害額が大きく、広がりがある事件で消費者の被害を回復するためには、損害賠償を消費者団体がかかわって訴訟をする制度がぜひとも必要であることをおわかりいただけたと思います。

民主党は、消費者の立場を代表する政党として、二〇〇四年の消費者保護基本法改正の際にも、消費者は保護の対象ではなく権利の主体であることなどの観点から対案を取りまとめ、積極的に改正に取り組んできました。そして、二〇〇六年の消費者契約法改正に当たっては、適格消費者団体を、政府の言う認定制ではなく、基準を明記した上で登録制にし、各地に存在するようにすること、また、差しとめ請求の範囲を政府案よりも拡大すること、そして、個々の被害者にかかわって損害賠償を請求できるようにするなど、より消費者の皆さんの要望にこたえられる対案を提出しています。

二〇〇六年の衆議院内閣委員会の附帯決議に

も、「消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度について、司法アクセスの改善手法の展開を踏まえつつ、その必要性等を検討すること」と明記してあります。

ところが、その後の政府の取り組みは、有識者による研究会を設置し、検討しているということですが、今回、消費者についての大きな法律をつくらうというのに、違法収益を剥奪して被害者に損害賠償をする制度が全く入っていないことは、画竜点睛を欠くどころか、大きな柱が欠けていると言わざるを得ません。

諸外国を見ても、アメリカのクラスアクション制度やヨーロッパ諸国での消費者団体が損害賠償請求をできる制度など、消費者被害を救済する実効性のある制度として損害賠償制度が存在しています。

また、二〇〇七年にOECD理事会で、加盟国に対して、多数の消費者に係る紛争解決及び救済の仕組みを導入するよう勧告されています。

日本も、せっかくの今回の機会を生かして充実させるべきだと考えます。

今回提出している消費者団体訴訟法案は、二〇〇六年の民主党の消費者契約法改正案を土台にして、消費者権利院制度を生かすとともに、ヒアリングなどで聞かせていただいた関係団体の皆様からの意見や私たちの研究成果も取り入れ、大幅にバージョンアップしたものです。その過程では、諸外国の損害賠償制度を参考にしながら、日本の民事訴訟制度の基本的な枠組みと整合性を持ったものにするために、さまざま工夫をし、現実的で実効性のある制度設計をしております。

それでは、この法律案の概要について説明いたします。

第一に、適格消費者団体は、現行法の差しとめ

請求に加えて、共同の利益を持つ多数の消費者の損害の救済のために、裁判所の許可を得て、みずから損害賠償等団体訴訟を行うことができるとしています。

また、損害賠償等団体訴訟の確定判決等に基づいて、弁済として受領した財産を当該消費者に配当できることとしています。その際、適格消費者団体は、損害賠償等を行う許可を得る前であつても、当該損害賠償等団体訴訟に係る仮差し押さえ命令の申し立てをすることができるとしています。

これらの制度は、あわせて提出している消費者権利院法案に基づいて、消費者権利院が行う事業者の財産保全、訴訟援助と相まって、事業者の違法収益剥奪と消費者の被害の救済のために新たな道を開くこととなります。

第二に、現在の法律で認められている適格消費者団体による差し止め訴訟についても、消費者契約法に規定されている対象範囲を拡大することとしています。

現在の法律では、差し止め請求の対象が、消費者契約法に違反する不当な行為に限定されていますが、この法案では、その対象を、民法における詐欺や強迫に該当する事案、さらに民法九十条の公序良俗違反などに拡大し、消費者の被害の発生及び拡大の防止をより一層図ることができるよう内容としています。

第三に、適格消費者団体の登録の制度についての規定を整備しています。

現在の消費者契約法では、内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体を適格消費者団体としていますが、その要件が大変厳しく、また、行政機関の裁量の余地が大きいため、ごくわずかの消費者団体しか認定を得られていません。法律が施行されて間もなく二年になるのに、現在ある適格消費者

団体は、全国で七つのみで、広島より西にはありません。これでは、九州、沖縄の人は遠くまで行かなくてはならないこととなります。

この法案では、消費者権利官、いわゆる消費者オンブズパーソンによって登録を受けた団体を適格消費者団体としています。認定制度から登録制度に変更するとともに、登録要件の簡素化、明確化を図り、より多くの消費者団体が適格消費者団体になることができるようにしています。これによって、消費者団体訴訟制度を積極的、実効的に運用することができるとしています。

第四に、適格消費者団体への支援について、必要な規定を設けています。

適格消費者団体は、差し止め請求権の行使や損害賠償等団体訴訟の提起など、消費者の権利利益の擁護のため、積極的な活動を行うことが期待されています。ところが、経済的な基盤は十分とは言えません。そこで、この法案では、適格消費者団体が行う差し止め請求関係の業務や損害賠償等請求関係の業務の公益性にかんがみて、国及び地方公共団体は、それらの業務のために必要な資金の確保に努める旨の規定を設けています。

このほか、消費者契約法その他の、所要の規定の整備を行うこととしています。

なお、この法案の施行期日は、一部の規定を除き、消費者権利院法の施行の日、すなわち、同法の公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日からとしています。

以上が、この法案の趣旨と概要です。政府案には全く規定がないものであることから、どうぞ、御審議の上、党派を超えて皆さん賛同してくださることを心からお願いたします。(拍手)

消費者庁設置法案(第七十回国会、内閣提出)、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第七十回国会、内閣提出)及び消費者安全法案(第七十回国会、内閣提出)並びに消費者権利院法案(枝野幸男君外二名提出)及び消費者団体訴訟法案(小宮山洋子君外二名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。やまぎわ大志郎君。

(やまぎわ大志郎君登壇)

○やまぎわ大志郎君 自由民主党のやまぎわ大志郎です。

私は、自由民主党を代表して、ただいま趣旨説明のありました消費者庁設置法案並びに関連法案につきまして、麻生総理大臣、関係大臣に対し、質問をいたします。(拍手)

昨今、冷凍ギョーザへの毒物混入、牛肉やウナギの産地偽装、いわゆる事故米の不正流通といった食の安全を脅かす問題、さらには、高齢者などをねらった次々販売やマルチ商法のような悪徳商法の横行、ガス給湯器や石油ファンヒーターの事故など、私たちの生活に直接かわり、大きな不安をもたらす問題が毎日のように起こっています。

翻って我が国の消費者行政を見ますと、各省庁縦割りの仕組みのもと、長く生産者第一の発想で行われ、消費者の保護は産業振興を補完するものとしてしか行われてこなかったとの側面は否定できません。

多発する消費者問題にかんがみれば、私たち国民の安全、安心を確保するために、一刻も早く、こうした行政のあり方そのものを見直して、消費者の味方となる強い権限を持つ消費者庁を創設す

ることが不可欠と考えます。麻生総理は、今国会の施政方針演説で、「消費者の利益を守るため、一日も早い消費者庁の設立に向け、関連三法案の成立を急ぎます。」と表明されました。私も全く同感です。

そこで、消費者庁設置に向けた議論を始めるに際しまして、消費者庁ができればこれまでの消費者行政と何が変わるのかを含め、その設置について、麻生総理大臣の御決意を改めて伺います。

あわせて、消費者庁の創設により、冒頭申し上げたような消費者問題への対応がどのように改善されるのか、また私たち国民の生活にどのようなメリットがあるのかについて、野田消費者行政担当大臣に伺います。

次に、消費者関連法の所管について伺います。

これまでの行政が、複雑、多様化する消費者問題に柔軟に対応できなかった原因として、消費者に密接にかかわる法律を各省庁がばらばらに所管し、連携がきちんととれなかったという点が挙げられます。そのため、消費者行政を担う新たな行政組織では、消費者にかかわる法律について一手に所管し、全体を連携させながら執行することで、消費者被害の未然防止、拡大防止に的確かつ迅速に対応する体制を構築することが必要です。この認識のもとに、政府案では、消費者に密接にかかわる法律について、各省から権限、組織を移管し、消費者庁に所管させることとしています。

他方、民主党案では、政府の従来の消費者行政の組織には何ら手をつけず、新たな消費者権利院という組織を政府の外にあわせ置くのみとしています。これまでの行政がうまく機能しなかったことは明らかであり、そのシステムを変えずに問題を解決できるとは思いません。

そこで、なぜ政府の外からではなく、政府の中から改革を行うのか、その考え方について、野田

消費者行政担当大臣に伺います。
さらに、すぎ間事案と消費者安全法案について伺います。

例えば、コンニャク入りゼリーによる窒息事故では、現行の消費者問題にかかわる法律の規定に該当しない、いわゆるすぎ間で問題が起きたことが被害を拡大する一つの大きな要因であったと考えられます。現行法においても事業者の行為には規制がかかっていますが、それでもこういったすぎ間事案が生じます。

消費者庁が創設され、新法である消費者安全法を所管することになれば、すぎ間事案に対しどのように対応できることになるのでしょうか。野田消費者行政担当大臣の御見解を伺います。

次に、地方の消費者行政について伺います。
私たち消費者がトラブルに遭った際、まず相談する行政の窓口は地域の消費生活センターです。ですから、国に消費者庁を創設するだけではなくて、消費者に最も近い地域の現場で消費者本位の行政が行われるよう、体制を整備しなければなりません。

この点について、民主党案では、地方の消費生活相談員を国家公務員とし、相談業務を国の事務とすることが提案されています。改めて申し上げるまでもなく、民主党を含む全会一致で成立した消費者基本法にあるとおり、地方公共団体には、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務があります。地方の消費者行政サービスを国の事務にしてしまつて地方の責務が果たせるのでしょうか。

現に、消費生活センターや消費生活相談員が行う地方の消費者行政は、他の行政部局と連携し、多岐にわたる住民のニーズにこたえるべく対応を行っています。地方の消費者行政は、それぞれの地域の実情に即して、地方自治体が創意工夫し、

きめ細かく行うことが必要であり、自治事務としての位置づけは守るべきと考えます。

しかしながら、地方の消費者行政を見ると、その重要性とは裏腹に、平成十年には百六十四億円だった予算が、平成二十年度には百九億円と大幅に削られ、これに伴い、消費者行政担当職員も減少しています。また、消費生活相談員の処遇改善の必要性も強く指摘されています。このような地方消費者行政の実情を踏まえると、国としても思い切った支援が必要だと思ひます。

そこで、地方消費者行政の機能改善に向けてどのような取り組みを行うかとしているのか、野田消費者行政担当大臣に伺います。

以上、何点かお尋ねしましたが、私たち国民が安心して生活できる社会を実現するためには、思い切った取り組みが必要であるという基本認識は与野党を問わず一致しているものと考えます。

現在、日本を覆っている重苦しい閉塞感の大きな原因に信頼や信用の欠如が挙げられるのではないのでしょうか。かつて、事業者と消費者、あるいは国民と国民の間にあった信頼関係、また行政や政治に対する信用が、たび重なる問題や事故で失われていると思ひます。消費者庁の設置は、今までもどうしても生産者、事業者に向いていた行政を、国民の方を向いた行政に変える、そういった試みだと思ひます。これを契機に、国民と政治、行政の間に新たな信頼関係を構築していけるのではないかと、そう期待しています。

昨年九月に本法律案が国会に提出されて以来、もう六カ月近くたちます。法案の審議入りがおくれている間にも、全国各地で次々と消費者被害が生じています。この間にも、実に多くの御意見をいただけてまいりました。その声に真摯に耳を傾ければ、多くの国民が消費者庁の早期創設を求めていることは明らかです。国民の思いを受けて、

消費者庁の一日も早い創設に向けて、精力的に議論を行つていくことを提案いたしまして、私の質問を終了いたします。

ありがとうございます。（拍手）

（内閣総理大臣麻生太郎君登壇）

○内閣総理大臣（麻生太郎君） やまぎわ議員の質問にお答えをいたします。

消費者庁設置についてのお尋ねがありました。お話がありましたとおり、昨今、食の安全や暮らしの安全を脅かす事件が相次いで発生をいたしております。その中で、消費者の立場に立つてその利益を守る行政組織が必要になってきておると考えております。

既存の行政組織には、事業者を育てる仕組みはありました。これに対し、全く逆の発想をし、消費者、生活者の味方をするために創設いたしますのが今回の消費者庁設置の内容であります。

一日も早く消費者庁を設立し、真に消費者、国民の安全、安心を確保する行政を実現していくことがぜひとも必要と考えております。

残余の質問については、野田担当大臣から答弁させます。（拍手）

（国務大臣野田聖子君登壇）

○国務大臣（野田聖子君） まず、消費者庁創設後の消費者問題への対応、国民生活へのメリットについてのお尋ねがありました。

消費者庁が創設されることにより、第一に、地方の消費生活センターや関係行政機関から、消費者被害に関する情報を消費者庁に一元的に集約され、早期に問題を発見することが可能になるとともに、消費者への注意喚起を迅速に行う体制が整備されることとなります。

第二に、消費者庁は、消費者に身近な法律をみずから所管し、迅速に企画立案、執行を行うとともに、必要な場合には、各省庁に対して法執行の

要求を行います。また、適用すべき法律上の措置のない、いわゆるすぎ間事案についても、新法である消費者安全法に基づき、同法の要件を満たす場合には、製造業者に対して、勧告や譲渡、引き渡しの禁止等、必要な措置を命じる等の対応を行うことが可能となるため、消費者被害の防止のための取り組みが強化されることとなります。

第三に、消費者庁は、消費者契約法、製造物責任法などの民事ルール等、消費者被害救済のための諸制度を一括して所管し、経済社会情勢の変化等に対応して民事ルールの迅速な整備や関連施策の実施に取り組むこととなり、被害者救済の体制が整備されます。

第四に、消費者庁には、有識者から成る消費者政策委員会が新たに設置されることから、消費者行政全般に対して消費者の声を反映する仕組みが強化されます。

このように、消費者庁は、消費者のパートナーとして消費者の側に立ち、その利益を守る全く新しい行政組織として、相次ぐ消費者被害の未然防止や拡大防止、また被害者救済の体制の強化に向けて取り組んでいくこととなります。

次に、政府の外からではなく、政府の中から改革を行う理由についてのお尋ねがありました。

消費者庁を設置する最大の理由は、既存の行政組織のままでは消費者問題に適切に対処できなくなっていることでもあります。すなわち、社会の複雑化に伴い、消費者問題が複数の省庁にまたがる横断的なものとなっており、縦割り行政では適切に対応することが難しくなっています。

政府案は、これに対処するため、既存の省庁の権限、予算、定員を切り取り、政府全体の司令塔として機能する強力な権限を有する行政機関を新設し、みずから所管する法律の企画立案及び執行を行うほか、各省に対して措置要求を行い、すぎ

間事案に対する執行等を行わせることとしております。このように、政府の内部から、時代の要請にこたえた画期的な改革をみずから行うこととしたものです。

権利院法案のように、行政機関自体の組織、権限に全く手をつけず、内閣の外に全く特異な機関を新たに設置するとした場合、旧来の行政機関のあり方に全く踏み込むことができず、国民の要請を必ずしも受けとめるものとは言えないのではと考えております。

次に、消費者安全法案によるすき間事案に対する対応についてのお尋ねがありました。

消費者安全法案においては、消費者被害の発生または拡大の防止を図るため、他の法律に基づく措置がない場合、いわゆるすき間事案ということになります。重大事故等については、内閣総理大臣みずから措置を講ずることができるものとしております。

具体的には、事業者に対し、必要な点検、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善等をするように勧告または命令ができます。さらに、急迫した危険がある場合には譲渡等の禁止または制限を行うことができ、これに違反した場合には回収等の命令を発することもできることとしております。これらの措置によつて、法律のすき間に落ちる事案についても適切な対応がとられることになるものと考えております。

最後に、地方消費者行政の機能改善に向けた取り組みについてのお尋ねがありました。

消費生活相談業務の一層の複雑化、高度化に対応するとともに、消費者庁と連携して、消費者問題に関する情報を一元的に集約し、迅速に対応していくためには、地方における消費生活相談体制の強化に早急に取り組む必要があります。

このため、消費者安全法案において、消費生活

相談を地方の自治事務として明確に位置づけ、苦情相談やあつせんなどの事務の実施等、地方公共団体の果たすべき役割や、それに対する国の支援等について規定するとともに、相談員に対する適切な処遇について、地方公共団体の努力義務規定を設けたところです。

また、都道府県に消費者行政活性化のための基金を造成し、消費生活センターの設置や相談員の養成、レベルアップなど、消費生活相談窓口の強化等の地方公共団体の取り組みを支援、国みずからも国民生活センターを活用し、経験豊富な相談員による指導の実施や相談員養成講座等の充実等を実施、さらに、地方の自主財源拡充のために、平成二十一年度に消費者行政に係る地方交付税措置の大幅拡充を図ることとしております。

以上のような取り組みにより、地方の消費生活相談体制の強化を図ってまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 田名部匡代君。

(田名部匡代君登壇)

○田名部匡代君 民主党の田名部匡代でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表いたしました。

私は、民主党・無所属クラブを代表いたしました。質問をさせていただきます。

本日、この消費者関連法案、消費者にとつて非常に重要な法案の審議が始まるというときに、福田前総理がいらいしやらないのは大変残念なことでありまして、どこまで本気だったのかと疑問を持たざるを得ません。また、私からは、批判はするけれども質問はしないというようなことはいたしません。ぜひ、多くの国民の皆様にとちらの法案がより消費者のためになるのか御理解をいただけるように、しっかりと質問してまいりたいと思います。(拍手)

ただいま議題となりました消費者庁関連三法案

及び民主党提出の消費者権利院法案及び消費者団体訴訟法案について質問いたします。

これまで我が国の消費者行政は、それぞれの省庁が所管する業法にのっとり業者の育成と保護をし、その一方で、規制権限を適切に行使すれば消費者に被害が発生しないという、いわば業者規制の反射的に消費者の利益が守られてきました。

しかし、BSE問題を初め、汚染米に至るまで、食品の安全や、エレベーター事故から建築偽装までの製品安全問題、そして振り込め詐欺や保険金不払いなどの金融商品トラブルなど、近年の事件を見ても明らかのように、もはや従来の業者規制では賄い切れない問題に対し、消費者の利益を守る新しい仕組みが求められています。

そもそも、消費者行政問題の本質は、商品やサービスの専門性の高度化や複雑性による事業者と消費者間の情報の非対称性にあると考えます。

つまり、消費者が正確な情報や知識を得られないままに事業者と消費契約を結んだ結果、不幸にして消費トラブルや被害が起り、問題が発生した際、身近に相談できる解決の窓口がなく、行政がその問題に迅速、公正に対応し切れないまま被害が拡大し、行政が関与するしかないというところにあります。

近代の民主主義国家においては、そのような課題について司法の場で解決するというのが本来の姿です。しかし、裁判所は、迅速性、専門性、廉価性において、消費者の期待にこたえ切れていません。こういった問題を解決するのに肝要なことは、以下の三つであると考えます。

第一に、消費者を支援する身近な相談、解決の窓口を整備して被害を防止し、早期に被害救済をし得ること。第二に、事業者に対する各省庁の権限が適切に行使されているかをチェックすること。そして、第三に、被害が生じた際にその真相

を調査し、正確な原因と情報を提供すること。その上で事業者の行為についてルールを是正することです。

そこで、麻生総理に、これからの消費者行政に何が必要なのか、伺いたいと思います。

例えば、中国製冷凍ギョーザ事件、シンドラ社のエレベーター事故、生保、損保各社の保険金の不払い問題、視力矯正手術でのレーシック感染事件や円天事件、これらはどのような原因で起こり、行政はどう対処したのか、そして、新しい消費者行政ではどう対応していくべきだとお考えなのか、総理と民主党提案者に答弁を求めます。

次に、消費者庁について政府に伺います。

消費者政策の充実強化については、民主党が結党以来訴えてきたテーマであり、政府がようやく重い腰を上げていただいたことは率直に評価します。

ただ、政府提案の消費者庁で何がよくなるのか全くわかりません。消費者行政の司令塔をつくると言われますが、中央に新しい役所をつつたからといって、地方の現場で消費被害に迅速に対応できる体制がつくれるとは考えられません。一元化というかけ声で国民、消費者に幻想を与え、ただ単に行政内部に新たな箱物をつくつたのでは、行政の肥大化、多事化を招くというそしりを免れないのではないのでしょうか。あいまいな権限移管と行政執行権限での二重行政による見えな

い化で、消費者被害が広がる懸念と、市場に対する過剰規制を生み出すことを危惧しなければなりません。この点、総理より明確な答弁を求めます。

一方、民主党案ですが、内閣の外に消費者権利院という新機関をつくるのは、これまでの発想では考えが及ばない組織のように見えます。この内閣の外にある消費者権利院とはどのような組織で

あり、またどのようにして消費者の利益に資するのか、具体的に答弁を求めます。

次に、政府案における内閣総理大臣と消費者政策担当大臣、消費者庁長官というこの三者の権限、役割分担について伺います。

法案では、内閣府の外局である消費者庁のトップは事務方の消費者庁長官、そして、最終権者は内閣府の長たる内閣総理大臣となっています。では、この場合、消費者政策担当大臣はどのような権限を持つのでしょうか。政府案では、消費者政策担当大臣の位置づけや職務内容がいまいで全くわかりません。総理、長官、そして担当大臣のそれぞれの役割分担について明確に説明していただきたいと思っています。

今回の政府案で私が最も理解できないのは、二百近くあると言われる消費者関連法のうち、消費者庁が所管する法律はわずか二十九本です。政府案のベースである基本計画をまとめた消費者行政推進会議では、その二十九本以外に、四十三本の法律について消費者庁への移管を検討すべきとしていました。

例えば、薬害肝炎に関する薬事法、保険金の不払いに関する保険業法、悪質リフォームに絡む建築基準法、パロマガス湯沸かし器事故に関するガス事業法、ミートホープ食肉偽装事件や船場吉兆事件に関する不正競争防止法、それに金融商品取引法、流通食品毒物混入防止法、振り込め詐欺救済法、牛トレサピリティー法、電気用品安全法など、近年の国民的関心事となった大きな消費者被害に対する規制を規定した法律ばかりです。

消費者行政推進会議で挙げられた、これらを含む四十三本の法律がなぜ消費者庁の所管にならなかったのか、なぜ今回の二十九本なのか、その一つづつについて理由を明確に答弁ください。また、消費者庁所管の二十九法律にしても、そ

の多くが原省庁との共管になっています。

例えば、多重債務者問題を発端に、今回、消費者行政問題に政府が本腰を上げるきっかけとなった貸金業法については、金融庁との共管であり、消費者庁は立入検査権限がある一方、その処分に関しては金融庁から協議を受けてそれに意見を述べるといふものにとどまっています。これで本当に多重債務被害を防止できるのでしょうか。結局、司令塔機能など果たせないと考えます。与謝野金融担当大臣の御見解をお伺いいたします。

そのほかにも、同じように、共管、再委託と記された法律が、役所の内部調整という、国民、消費者に見えないところで調整がされ、結局、悪質業者への対応が後手に回り被害が拡大するという事態を招くのではないかと懸念します。野田大臣の答弁を求めます。

そして、問題なのは、消費トラブルの中で半数以上を占めると予測される生保、損保、銀行、証券取引、FXなどの金融商品取引について、貸金業法を除くほか、政府案には記述がないことです。また、肝炎や民間機関の医療サービスについても、薬事法や医療関連法の諸問題に消費者庁は関与できないのではないかとということです。なぜ、金融庁そして厚生労働省からこれら問題に関する法律を消費者庁に移管しなかったのか、与謝野大臣及び野田消費者担当大臣、それぞれから明確な答弁を求めます。

これら現行法の谷間に抜け落ちたいわゆるすき間事案に関し、政府案では、消費者安全法案の中で、「重大事故等」については総理大臣が法律に根拠がなくとも事業者等に対し緊急措置をとれる仕組みを抜克的に提案しています。しかし、この「重大事故等」とは一体どのような定義なのでしょう。むしろ、私は、この緊急措置を、一時の勢

勢に乗って行政が責任回避的に問題の真相究明もしないまま恣意的な運用をしてしまうのではないかと、あるいは懈怠してしまうのではないかと大変懸念いたしますが、総理の答弁を求めます。

一方、昨年の通常国会で改正され、本年四月から始まる国民生活センターのADR機能についての記述が、民主党案にはありません。この点についてどう対応するのでしょうか。裁判所以外での身近な調停の場がなくなってしまうのではないかと危惧されますが、この点について民主党提案者に答弁を求めます。

次に、消費者問題で最もかなめであると考え、地方の消費生活相談窓口についてお伺いいたします。消費者の相談、解決の窓口である消費生活センターを置く地方行政の現場は、現在大変な惨状を示しています。地方の現場ではそもそも消費者トラブルへの対応が十分であったとは言えず、それが今回の新組織をつくるという原動力になっています。しかし、地方行政の予算も年々削減され、一九九五年度に約二百億円だったものが二〇〇七年度では百八億円と約四六％も減少しています。消費者行政のかなめである身近な相談窓口がますます消費者のニーズにこたえられない状況に陥っているのです。

政府案では、財政難から縮小されつつある地方消費者行政について、根本的な解決策が示されていません。今後三年間の財政措置という中途半端なものではなく、恒久的な予算措置で地方消費者行政を立て直していこうという気があるのかないのか、総理に明快に答弁を求めます。

そして、地方の現場で実際に業務を行っている消費生活相談員の皆さんのほとんどが、法的権限がないばかりか、嘱託、パートという身分で、年収約百五十万円程度という、いわば公的ワーキン

グブアという状況で、多くの相談に乗れる現状にないことを政府は把握しているのでしょうか。総理は、専門的な相談員を確保、養成して、あまねく消費者の相談を受け、解決を図っていくことの重要性を理解しているのでしょうか。現在のようないたしなめな地方に丸投げの状態ではますますその機能は疲弊していくと考えますが、総理の御見解をお伺いいたします。

民主党は、地域のことは地域で決める分権国家の実現を政策の柱とし、可能な限りすべての事務事業の権限と財源を基礎的自治体に移譲すべきだと主張しています。現在も、地方の消費者行政は自治事務であり、民主党の考え方によれば、各自治体が独自性を発揮して消費者行政に取り組むべきではないかと思っています。

にもかかわらず、民主党案は、中央の消費者権利院のもと、各都道府県に地方権利局を置き、さらには、現在各自治体の非常勤職員として働いている消費生活相談員を非常勤の国家公務員として位置づけるといふものです。これでは地方分権に逆行し、これも行政の肥大化を招くのではないのでしょうか。地方分権の民主党がなぜこのような法案を提出されたのか、答弁を求めます。

最後に、円天事件のように、問題が報道され始めてから強制捜査までに一年以上かかり、その間に悪徳業者の違法収益がほとんど散逸し、消費者の被害が回復されない事件が後を絶ちません。私も重要な課題であると認識していますが、この違法収益剥奪については、自民党の消費者問題調査会、また政府の消費者行政推進会議で当初から大々的に検討したと大言壮語していたにもかかわらず、今回の政府案では全く触れられていません。これでは、政府案は当初の計画から大幅に後退したものであると言わざるを得ませんし、そういった悪質な被害に遭われた方を救済することな

どできません。どのようにそのことについてお考えなのか、円天事件への対応も含めて明確な答弁を求めます。

やみくもに行政権限を拡大することは単なる焼け太りであり、私は、それがこれからの消費者行政だとは全く考えていません。最初にも申し上げましたが、消費者に身近なところで被害救済、防止を行うとともに、中立公正な立場から真相究明をし、公正な取引社会をつくることであります。

政府の消費者庁関連法案では、単なる中央行政の肥大化を招くだけで、現在のさんざんたる消費者行政の現場を変えることは不可能であります。

また、私自身も、一人の消費者の立場として考えてみても、政府案では真の消費者救済にはほど遠いということを申し上げ、この点について民主党がどのように考えているのか、答弁を求めまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇)

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 最初に、田名部先生から、この法案に力を入られた福田前総理大臣の欠席の件について御下問がありました。前総理大臣は、ただいまボツワナで開催をされておりますアフリカ開発会議のフォローアップ会合などに出席するため、政府特使として出張をいただいておるということを、まず最初に御説明申し上げておきたいと存じます。

それでは、田名部議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、これからの消費者行政のあり方についてのお尋ねがありました。

消費者問題は、複数の省庁にまたがる横断的なものとなっており、縦割り行政では適切に対応することが難しくなっております。そのため、これまで各省庁において産業振興に付随する形で推進されてきた消費者行政の仕組みを

転換することが重要な課題となっております。また、地方の創意工夫を生かしつつ、消費者の直接の窓口となります地方の消費者行政を充実させるとともに、情報を一元的に集約する体制を整備することが重要と考えたからであります。

次に、冷凍ギョーザ事件、エレベーター事故、保険金不払い事件、円天事件、レーシック感染症事件について、その原因と行政の対応についてのお尋ねがありました。

このような事件が起こった原因はさまざまであろうと存じますが、情報共有のあり方や各省庁の連携協力、いろいろあろうと思いますが、こういった連携協力など、行政の対応について問題が指摘されているところであります。

消費者庁は、こうした事件に適切に対処するため、一、情報を一元的に集約し、二、消費者に身近な法律をみずから所管し、企画立案、執行を行うとともに、三、各省庁に対しても措置要求を行う権限を付与されることとなります。

これにより消費者被害に対する実効性ある対応が可能になると考えております。

次に、消費者庁設置に伴う行政の肥大化などの懸念についてのお尋ねがあつております。

消費者庁設置に当たっては、各省庁から、権限、定員、予算を移管することで行政の肥大化を防いでおります。

今回の法案は、縦割りに陥りがちだった消費者行政を反省し、司令塔や各省庁の役割分担を明確にして実効性を高めるものと思っております。このため、二重行政や過剰規制になることはないと考えております。

また、内閣総理大臣、消費者政策担当大臣、消費者庁長官のそれぞれの役割分担についてのお尋ねもありました。

内閣総理大臣は、内閣府の外局であります消費

者庁の主任の大臣であります。消費者政策担当大臣は、内閣総理大臣を助け、内閣の一員として消費者庁を担当する閣僚です。一方で、消費者庁長官は、その担当大臣のもとで消費者庁の長として所掌事務の実施に当たります。これらを例えて申し上げれば、内閣総理大臣、金融担当大臣、金融庁長官の関係と基本的には同様だと考えております。

いわゆるすき間事案についての対応についてのお尋ねがありました。

重大事故などの定義は、被害が重大なものにつきましては、消費者が死亡に至る事故など、客観的な要件を今後政令で明確に定めることにいたします。

すき間事案に対する権限の発動に当たりましては、同じような被害の発生、拡大防止の必要性など、法律に定められた要件を十分に踏まえて、その運用に当たつてまいりたいと考えております。

次に、地方の消費者行政に対する財政支援についてのお尋ねもあつておりました。

地方の消費者行政の強化は、消費者庁の創設と並んで大変重要な課題と私たちも認識をいたしております。

このため、今後三年程度を消費者行政活性化のための集中育成・強化期間と位置づけます。国からの交付金により都道府県に合計百五十億円の基金を造成することにより、この間に消費者行政活性化に取り組む地方公共団体を支援することといたしております。

また、地方公共団体の自主財源を拡充するため、平成二十一年度、消費者行政に係る地方交付税を約九十億円から約百八十億円に拡充いたします。

最後に、消費生活相談員についてのお尋ねがありました。

消費生活相談員の処遇改善や、適切な配置、養成が重要であると、当然のことです。

このため、先ほども申し上げましたが、国からの交付金により都道府県に合計百五十億円の基金を造成することや、消費者行政に係る地方交付税を拡充するなど、支援を行つてまいります。

また、基金の積極的な活用や相談員の処遇改善などを促すために、現在、地方公共団体に対して種々働きかけを行つておるところであります。

残りの質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣野田聖子君登壇)

○国務大臣(野田聖子君) まず、金融商品取引についての法律や医療関係法律など四十三本の法律について、所管しなかつた理由についてお尋ねがありました。

消費者庁は、消費者利益の擁護及び増進等を任務とする組織であり、迅速かつ的確な法執行を行い、また基本的な政策の企画立案を行うことができるよう、消費者に身近な法律二十九本を移管し、または共管とすることとしたところであります。これにより、例えば、消費生活センターの相談事案の大半を消費者庁が所管する法律でカバーすることが可能になります。

消費者行政推進会議では、この二十九本以外にも、幅広い法律について今後も引き続き消費者庁による関与について検討を行う必要があるとして、四十三本の法律を例示したものと承知しております。

しかしながら、御指摘の法律も含め、何らかの意味で消費者がかかわる法律は多数ありますが、仮に、これらのすべてを所管するとした場合には、広範な分野の専門家を集めた巨大官庁をつくる必要となります。

消費者庁は、こうした考え方はとらず、消費者

行政に関する政府全体の司令塔として、機動的に対応する簡素で効率的な組織としつつ、所管しておくことが不可欠な法律として二十九本を所管し、その他の法律については、必要に応じて、所管する各省庁に対し措置要求等を行っていくこととしたものです。

次に、共管となつて法律について、悪質業者への対応が後手に回つて被害が拡大するのではないかとのお尋ねがありました。

消費者庁が消費者に身近な法律を所管することにより、消費者の利益の擁護及び増進がこれまで以上に確実に図られることとなると考えております。

消費者庁と各省庁の共管となつて法律についても、消費者庁と各省庁との間で明確な役割分担を行つており、迅速な対応が可能となるよう措置していることから、対応が後手に回るといった指摘は全く当たらないものと考えます。

次に、被害者救済制度及びいわゆる円天事件への対応についてのお尋ねがありました。

被害者救済制度に関しては、昨年の通常国会において、消費者団体訴訟制度を消費者契約法だけではなく景品表示法や特定商取引法に拡大して導入すること、国民生活センター法に重要消費者紛争に関する裁判外紛争解決機能、ADRを新たに付与することといった法改正を行っております。

消費者庁の創設後は、こうした制度の施行状況を踏まえながら、消費者救済制度のあり方について、違法収益の剥奪等も視野に入つつ、さらに検討を進めることとしております。

なお、いわゆる円天事件のような利殖商法についても、消費者庁は、消費者の安全、安心を確保するため、所管する法律に基づき、情報の一元的集約、分析、消費者への注意喚起を行うなど、積極的な役割を果たすこととなります。(拍手)

〔国務大臣と謝野馨君登壇〕

○国務大臣(与謝野馨君) 田名部議員の御質問にお答えいたします。

消費者庁と金融庁との貸金業法の共管のあり方についてのお尋ねがありました。

貸金業法は、消費者の利益と密接にかかわることから、改正案においては、金融庁と消費者庁の共管とされており、貸金業者に対する処分に関する消費者庁への協議や消費者庁による意見の陳述等が措置されています。

消費者庁は、各地の消費者生活センター等から相談情報等が届けられ、これを集約、分析することを通じて、消費者保護全般に目配りをした行政対応を行っていくものと考えております。

金融庁としては、このような立場にある消費者庁が設立された暁には、多重債務の被害の防止や貸金業法の適切な運用に向けて、密接に連携していくことが重要と考えております。

次に、金融庁所管法律の移管についてのお尋ねがありました。

消費者庁関連法案では、消費者に身近な法律について、消費者庁が所管することとしたものと承知をしております。

銀行法、保険業法、金融商品取引法等の法律は、金融機関の財務の健全性や市場における公正な取引の確保も目的としており、一定の専門的な知見を必要とするため、金融庁が引き続き所管することとされたところであります。

金融庁では、従来より、金融システムの安定や透明、公正で活力のある市場の確立と並び、利用者保護、利用者利便の向上の観点から各般の施策に取り組んでまいりました。消費者庁と連携して、これまで以上に、金融分野における利用者保護に努めてまいります。(拍手)

〔階猛君登壇〕

○階猛君 民主党の階猛です。

民主党案提出者を代表いたしましたして、田名部議員の質問にお答え申し上げます。

御質問は、大きく五つあったかと思ひます。まず最初は、最近の消費者事故を踏まえた上で、これに新しい消費者行政としてどのように対応していくべきか、そういうお尋ねでございます。二つの事例に即して、民主党案による対応方法を述べさせていただきます。

まず、御指摘の中国製冷凍ギョーザ事件についてであります。

私どもの法案では、まず、国の行政機関の長、地方公共団体の長に対し、消費者問題が発生し、または発生するおそれがある場合について、消費者権利官に対する報告義務を課しております。また、消費者権利官は、みずから、国の行政機関、地方公共団体に対し、必要な報告や資料の提出を求め、さらに調査を求めることも可能となっております。

このように、情報を迅速に取得し、一元的に集約する仕組みを構築することで、中国製冷凍ギョーザ事件で起こつたような保健所からの通報のおくれや行政内部での不十分な情報共有は解消され、迅速な情報の収集とその共有を図ることができるとともに、消費者に対する速やかな周知を図ることによって、再発防止措置をとることも可能となっております。

次に、円天事件について見てみます。

私どもの法案では、一定の要件を満たす適格消費者団体が多数の消費者の利益を代表して損害賠償請求を行うことができる制度を導入することとしております。したがって、この事件のように、全国規模で広範かつ多数の被害が発生している事件においては、個々の被害者を代表して適格消費

者団体が損害賠償請求を行い、その違法収益を剥奪した上で被害者に配当を行う、そういった事後救済が可能となっております。

また、そのような訴訟によつて被害回復を図る前に悪徳業者の財産が散逸してしまうことを防ぐ必要があります。消費者権利官の申し立てにより、裁判所が財産保全命令を発することができるとし、消費者の被害の救済に資するような制度を構築しているところであります。

第二問に移ります。

消費者権利院の組織及び役割についてのお尋ねであります。

御指摘のとおり、消費者権利院は、内閣の所轄の下にある機関とし、内閣の直接の指揮監督を受けないものとしております。

同様に内閣の所轄の下にある機関としては、人事院があります。これは、会計検査院のように憲法で独立の行政機関とされている機関ではなく、法律に設置根拠を持つ、いわゆる独立行政委員会の代表といふべき機関であります。

実は、消費者権利院の位置づけも基本的にはこの人事院と同様であります。内閣は、消費者権利官等に対する人事面での監督や、予算等を通じた財務面での監督を行うこととしております。また、消費者権利官等の任命については、国会の議決を要することとして、国会による民主的コントロールに服することとしております。

したがいまして、人事院その他の独立行政委員会に関する現行憲法の通説的な解釈に照らしてみても、その憲法適合性については、全く疑いの余地のないところであります。

次に、消費者権利院の役割についてです。このように内閣の統括の外に置かれた機関、たか

らこそ、縦割り行政を前提とした共管や委任といった議論を考慮することなく、ありとあらゆる消費者問題について勧告権限を行使することが可能となります。徹頭徹尾、消費者の側に立つ機関として活動することができるとは思います。

この消費者権利院の権限に関しては、しばしば、勧告権限だけでは実効性に乏しいであるとか、事業者への直接の行政処分権限を有する消費者庁の方が強力なのではないか、そういった御批判をいただきます。しかし、その御批判はむしろ政府案に当てはまるものと考えております。

なぜならば、行政処分権限を付与されても、内閣の統括の下で各府庁では、内閣一体の原則の縛りによって、権限発動の調整に手間取ることが明らかであるからです。

また、そもそも、事業所管官庁が同時に消費者行政をも担当することは、時として利益相反を生じるおそれすらあり、これが迅速な情報の提供を妨げる一因にもなってきたことは周知のとおりであります。

むしろ、内閣の外側から、迅速かつ大胆に勧告を行い、消費者問題を政治的な問題として取り上げさせ、世論を喚起する方がはるかに実効的であると考えます。これが、行政監視院の消費者版、すなわち私どもの消費者権利院であります。

第三問に移ります。

国民生活センターのADR機能に関するお尋ねでありました。

ADRについては、私どもとしてもその重要性を十分に認識しております。特に、消費者問題においてこそ、民事訴訟のように時間や費用のかかる方法によることなく、その前さばきをするADR機関が強く求められていると考えております。しかし、国民生活センターの紛争解決委員会、中央に一つ置かれるだけで、多くの消費者紛

争を解決することはそもそも予定されておりません。

また、最近の消費者問題はますます複雑化、専門化しており、消費者問題といっても、金融、保険、医療、薬事、悪徳商法などなど、その分野ごとに、紛争を調停、あっせん、仲裁するのに必要な知識は異なります。これを国民生活センターに置かれる紛争解決委員会では処理しようというシステムには、やはり難点があります。

今日の消費者問題にかんがみれば、むしろ、事業者団体等が主導して設立した個別分野、業態ごとの民間ADR機関を、その専門性を踏まえながら、事業者、消費者、公益主体といったより公正な組織形態に発展させていく方が、はるかに現実的かつ実効的であります。

それを、監視機関たる消費者権利院の直接間接の関与のもとでの運用の中で、市民からの尊敬を勝ち得て権威を有する機関に育てていく、このことが重要であると考えております。

次に、第四問目であります。

地方消費者権利局の仕組みと地方分権及び行政の肥大化との関係についてのお尋ねであります。

現在の地方財政の状況には厳しいものがあり、その中でも、法律上支出が義務づけられていない消費者行政関係の予算は年々削減されております。現に、自治体の消費者行政関係予算は平成七年度をピークに削減が続き、その約半分にもなっているわけです。

このような現状を踏まえるならば、地方分権の美名のもとに、地方分権だからとか自治事務だからということを実に、わずかばかりの限定的な財政措置をしただけで中途半端に地方に丸投げするようなことは、一般の定額給付金を持ち出すまでもなく、国の責任放棄にほかなりません。

そもそも、真の地方分権とは、国が行うべきことは国が責任を持ってみずから行う一方で、地方に任せたい以上は、国は、それを地方が自主性を持つて行えるよう環境を万全に整備するべきものであります。

このような観点から、統廃する消費者問題や地方の消費者行政の現状にかんがみれば、まずは、全国津々浦々どの市町村に住んでおられても、ナショナルスタンダードとしての消費者の支援措置、救済措置を受けられるシステムを国の責任において講ずることが何といたっても必要であります。

また、消費生活相談員の方々を国家公務員にすることの主眼は、国の財政負担でもってその身分を保障することであり、それ以上でもそれ以下でもありません。したがって、その活動が地域に根差した地方自治体の行政活動と密接な連携のもとにおいて展開されるものであることは、これまでといえども変わらないものでなく、現にその趣旨の規定も法案の五十三条二項に盛り込んでおります。

最後の質問です。

政府の消費者庁関連法案に対する評価についてのお尋ねでありました。

政府提出の消費者庁関連法案は、消費者庁という消費者行政の新組織を創設するとともに、地方の消費者行政について一定の支援を行うこととしており、消費者、生活者の視点に立つ行政への転換を図ろうとしている方向性に関する限り、それなりの評価ができなくはありません。

しかし、政府案には少なくとも五つの大きな問題があります。

まず第一に、消費者庁は、多数の消費者行政関係法律のうち、わずか二十九本の法律しか所管していないという問題です。

消費者トラブルの大きな部分を占める金融、薬事、医療に関する権限を有していないばかりか、食品や製品の安全性といった消費者が強い関心を有している事項についても、ほとんど権限を有しておらず、また、権限があっても、他府省との事前協議が必要であったり、他府省の地方機関への権限委任が予定されていたり、消費者庁が主体的に権限行使をする体制にはなっておりません。

第二番目に、消費者の立場に立つ消費者行政を監督するという視点が欠けています。

消費者問題が発生する背景には、情報を隠ぺいしようとする責が関の体質があることは、汚染米事件やシンドラーエレベータ社の事故に関する行政の対応を見ても明らかです。そういった行政の体質は、権限の移管によつては解決されることはありません。必要なのは、徹底した行政監視とそれに基づく迅速な情報提供なのです。

第三の問題。

国が地方の消費者行政に対する支援を明確に打ち出すべきであるにもかかわらず、今回の政府案はこのような支援を法律で義務づけることなく、限定的な予算措置で取り繕おうとしております。

しかも、その予算措置も、地方消費者行政活性化のための基金造成等で、わずか二百五十億円程度で、極めて不十分であります。

第四の問題点です。

すき間事案に対する内閣総理大臣の権限行使の要件が、その権限の巨大大さに比べてあいまいである点です。

すき間事案とは何か、また、どのような場合にこの権限が発動されるのか、条文上不明確であります。結果として、内閣総理大臣の恣意的な権限行使を許容するものとなっております。

第五の問題です。

消費者の被害を救済するための違法収益剥奪制

度が導入されておりません。

消費者行政を幾ら強化しても、消費者の被害の発生を完全に防止することはできず、消費者の被害回復を図るための制度を早急に導入することは、消費者の権利利益の擁護のために不可欠であると考えております。

田名部議員は、政府案が単なる中央行政の肥大化、焼け太りであるというふうに評されましたが、実は、単に焼け太りであるだけでなく、中身の無い、見かけ倒しの焼け太りである、そういうことをつけ加えさせていただきます。

見かけ倒しの消費者行政一元化は本末転倒、有害無益であります。民主党案は、消費者のために本当に役に立ち、有効に機能する消費者行政の確立を目指すものであります。何とぞ、御理解賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長 横路孝弘君 田端正広君。

(田端正広君登壇)

○田端正広君 公明党の田端正広です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました消費者庁設置三法案に関して、内閣総理大臣並びに関係大臣に質問をいたします。(拍手)

我々公明党は、昨年六月、福田前首相あてに、私たちが一貫して提唱してきた、消費者、生活者第一の消費者庁の創設を要請しました。

今回、福田前首相及び麻生首相の強いリーダーシップで、消費者の側に立つて問題解決に当たるという法案の内容となりました。どちらかといえば、日本の行政はこれまで、産業発展、経済成長を第一義にして進んできた嫌いがありましたが、ようやくここに来て、消費者、生活者の視点に立つ流れをつくることできたと喜んでいきます。

近年、食の安全が大きな社会問題となっていま

す。赤福の不適正表示、船場吉兆の使い回し、中国冷凍ギョーザのメタミドホス混入事件、中国乳製品のメラミン混入事件、三笠フーズの事故米転売事件、さらにはコンニャクゼリー事件など、国民は、何を信じて何を食べたら安全なのか、不安を抱えています。今こそ、食の安全全般の信頼回復が問われています。

食の安全以外にも、耐震偽装事件やパロマ製ガス湯沸かし器の一酸化炭素中毒事故、金融詐欺事件、マルチ商法などによる消費者トラブルが後を絶ちません。

特に、このマルチ商法に関しては、昨年十月、民主党所属国会議員が、関係企業などから多額の献金を受けたり、パーティー券を購入してもらっていた事実が発覚しました。このような、マルチ商法業界との癒着により政治不信を招いた責任は非常に大きく、民主党及び関係議員は、国民に説明をする責任があると思います。

さて、私は、かつて、昭和四十年代にイタイイタイ病を追跡取材した経験があります。富山県神通川流域で、神岡鉱山から流れ出たカドミウムによる汚染米が原因で骨に異常を来し、多くの住民が苦しみました。これが、公害病認定の第一号になり、後に、昭和四十六年、環境庁設置のきっかけになりました。

また、やはり四十年前、昭和四十三年ですが、一万五千人からの被害者を出したカネミ油症事件も、体によいと言われた米ぬか油にPCBやダイオキシン類が混入して起こった事件でありますが、ようやく、一昨年、患者救済への第一歩として仮払金の返還免除や見舞金の支給などの法律を制定し、予算措置を講じることができました。

このいずれもが、食の安全が保障されていなかったがゆえに起こった悲劇であり、しみじみと、食の安全こそ国民の健康にとって最重要課題

だと実感しています。

したがって、消費者庁に一元的に権限が集約されれば、食の安全が保障され、少なくとも、三笠フーズの事故米転売事件のように、事前に予告して立入調査をするような事態は避けることができ、事業者への勧告、命令をもって対応することによって食の安全、安心が確保できると思います。消費者庁設置に対する麻生総理の強い決意をお聞かせください。

国民は、相次ぐ消費者問題に、そして行政の対応のずさんさに、大きな不信感と怒りを持っています。我々公明党は、昨年一月に消費者庁の設置を提唱し、関係者からのヒアリングや視察を重ね、六月に官邸を訪ね、生活者の視点に立った消費者庁の実現を求める提言を申し入れました。

こうした流れを受けて、政府は、昨年九月、臨時国会に消費者庁関連三法案を提出しましたが、野党の同意が得られず、継続審議となり、当初予定していた新年度早々からの消費者庁のスタートが大幅におくれるおそれがあります。何として、今国会で早期に成立させ、今秋にはスタートさせることが重要と考えます。

現に、全国の六十八の消費者団体すべてが、消費者庁の設置を待ち焦がれています。日本弁護士連合会の先生方も推進しています。最初から百点満点でなくても、まずは消費者庁を設置し、消費者の側に立つた行政をスタートさせてほしいと関係者は訴えています。野党の皆さんも、本当は、心の中では政府案に賛意を表されているのではないのでしょうか。

その上で、あえて何点か確認いたします。まず、消費者の窓口になる地方公共団体の所管ですが、少なくともいでしょうか。その消費生活相談員は約三千人だそうですが、これも足りないと思

います。今後、どう専門家を養成し、人員を確保するのか、また、新たな資格等をつくるのか、消費者行政担当大臣の御所見を伺います。

そして、何よりもまず、どこに相談すればよいのかをわかりやすくすることです。たらい回しにされることなく、相談の受け付けから助言、紛争解決をワンストップで行われる窓口として機能することが期待されます。また、夜間のコールセンターの開設など、緊急時に三百六十五日二十四時間対応できる体制を整備する必要があると考えます。

同時に、近年の消費者行政関係予算を都道府県で見ると、平成十年度の百六十四億円から平成二十年は百九億円と、大幅に減少し、さらに、都道府県、市区町村の消費者行政担当職員数は、平成十年度から二十年度では約四千五百人も減っているなど、逼迫した財政事情によって、地方の消費者行政は厳しい状況に置かれています。中央に強力な消費者庁を設置するのは当然として、国民に最も身近な相談窓口となる地方の消費生活センター等の強化が最重要課題と言えます。

休日の消費生活相談の実施を含めた相談時間の延長、また、相談員の待遇改善や研修等による能力向上など、国は、地方の消費生活センターへの財政的な措置も含めた強力な助成が必要と考えますが、野田大臣の見解を求めます。

また、全国の情報を一元的に集約する国民生活センターと消費者庁との関係はどうなるのか。あわせて、各省庁と消費者庁との間ですき間が生じる心配はないのか。特に、事業者に対しての処分、指導について、消費者庁と各省庁間で重なり、すき間が生じた場合、迅速性がどこまで担保されるのか。野田大臣の見解を求めます。

民主党案は、政府の外から勧告を行う考え方に立っていますが、消費者被害を防ぐには、まずは

政府自体の意思を明確にすることが大事だと考えます。実効性のある勧告という権限は、消費者庁が、消費者権利官か、いずれがよいと考えるのか、野田大臣の見解を求めます。

消費者庁みずから法律を執行したり法律に基づいて企画立案することが、日々起り得る消費者被害に迅速に対応することになると考えます。特に、食の安全確保を担保するための対応策や管理体制を整備することが国民の生命と生活を守ることは明らかです。

したがって、テロなど意図的な異物混入も含めて、原材料から商品出荷、販売までの各段階で想定し得る危険性と対応策を洗い出し、品質管理や部外者の立ち入り制限などを徹底するよう、消費者庁が事業者を所管する各省庁へ未然防止策を促すべきだと考えますが、消費者行政担当大臣の見解を求めます。

また、昨年一月に起こった中国冷凍ギョーザ事件は未解決のままですが、食料自給率が低く、外国原産の食料品輸入に頼る我が国にとって、このような被害から国民の生命を守るには、消費者庁が外務省とも連携を密にし、国内外で適切な対応を速やかに行うことが重要だと考えますが、消費者行政担当大臣の見解を求めます。

また、消費者行政は、保健所、福祉関係、商工関係など、地域の関係機関との密接な連携が必要であり、地方自治体が大きな役割を担っています。民主党が主張する消費生活相談員を国に移管することは、現場での連携に支障を来すと考えますが、野田大臣の認識を伺います。

さらに、一昨年六月から消費者団体訴訟制度がスタートし、現在まで七つの適格消費者団体が認定されましたが、今後、総合的な被害者救済制度をより充実させていくことも必要と思いますが、野田大臣の見解を求めます。

戦後最大の不況と言われる今日、政局を重視するのではなく、今こそ、国民生活の安心を第一に考え、速やかに政策を実行することが国民から負託された国会議員の使命です。

消費者庁の設置は、その意味で、環境庁創設から四十年ぶりの大改革であり、消費者の目線に立った今日的な行政改革と言えます。したがって、この消費者庁関連三法案の早期成立を期待して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇)

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 田端議員の質問にお答えをいたします。

消費者庁設置に関する決意についてのお尋ねがあつております。

昨今、食の安全や暮らしの安全性を脅かす事件が相次いで発生しております中で、消費者の立場に立つて、その利益を守る行政組織というものが必要になってきておると存じます。

御指摘のあった事故米のような問題につきましては、消費者庁が司令塔となつて、迅速で効果的な対応というものを実現していかなければならないと考えております。

具体的には、消費者庁に情報が迅速に集約されるようにする、また、必要な場合には、関係省庁に対し、所管する法律に基づく処分などを求める、そして、必要な場合は、消費者庁みずから立ち調査を行うなど、一日も早く消費者庁を設立し、真に消費者そして国民の安心、安全を確保する行政を実現していくことがぜひとも必要と考えております。全力を挙げて頑張つてまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

(内閣総理大臣野田聖子君登壇)

○国務大臣(野田聖子君) まず、消費生活相談員

の養成及び新たな資格等についてのお尋ねがありました。

地方の消費生活相談窓口の強化のためには、相談窓口の増設や相談員の養成、レベルアップが不可欠です。

このため、政府の地方支援策では、都道府県に造成する基金を活用し、消費生活センターの設置、拡充や相談員の養成、レベルアップに取り組む地方公共団体を支援することとしています。また、国みずからも、国民生活センターを活用し、各地域において相談員の養成に取り組むこととしています。

相談員に関する資格としては現在三つあると認識していますが、そのあり方については、地方公共団体、関係団体等からの意見を聞きつつ検討していくべきものと考えています。

次に、地方の消費生活センターへの財政的な支援措置についてのお尋ねがありました。

消費生活相談業務の一層の複雑化、高度化への対応や、消費者問題に関する情報を一元的に集約し、迅速に対応していくためには、消費者庁の創設とともに、地方における消費生活相談体制の強化に早急に取り組む必要があります。

このため、都道府県に基金を造成し、消費生活センターの設置、拡充や相談員の養成、レベルアップなど、消費生活相談窓口の強化の取り組みを支援します。また、国みずからも、国民生活センターを活用し、経験豊富な相談員による指導の実施や、相談員養成講座等の研修の充実等の地方支援事業を実施いたします。さらに、地方の自主財源を拡充し、相談員の処遇改善等を促すために、平成二十一年度に消費者行政に係る地方交付税措置の大幅拡充を図ることとしています。

次に、消費者庁と関係機関との情報共有体制及び執行体制についてのお尋ねがありました。

まず、情報集約の一元化についてであります。国民の消費生活に関する情報の収集を行う中核的実施機関としての国民生活センターの位置づけは、消費者庁設置後においても変更はありませんが、消費者安全法案においては、関係行政機関、地方公共団体とともに、国民生活センターにも消費者事故等の発生に関する情報の消費者庁への通知義務を課しており、これにより、消費者庁において消費者事故等に関する一元的な情報の集約を図ることとしております。

処分、指導等の権限行使に当たつての各省庁と消費者庁との関係につきましては、まず、消費者庁が所管する法律に関しては、みずから迅速に対応するほか、共管の法律の場合には、適切な役割分担をすることにより、二重行政となることなく、迅速に対処できるように措置しております。

また、他省庁所管の法律の規定に基づく措置の実施が必要な場合には、消費者安全法案に基づき、内閣総理大臣が所管大臣に措置要求を行うことにより、迅速な措置が実施されるようにしております。

さらに、どの省庁にも法律に基づく措置がない、いわゆるすき間事案については、生命、身体に関する重大事故等の場合は、消費者安全法案に基づき、内閣総理大臣がみずから必要な措置をとることができるとしてしております。

これらにより、消費者庁と各省庁で権限をすき間なく分担しつつ、全体として迅速な法執行が確保できるようにしているところであります。

次に、消費者庁と消費者権利官の他府省庁に対する勧告権限についてのお尋ねがありました。消費者庁は、消費者の利益の擁護及び増進を貫徹するため、消費者行政に関する政府全体の司令塔として設置されるものです。このような司令塔機能を十全に発揮するため、みずから所管する法

律に基づく権限に加え、新法である消費者安全法案に基づき、各省がそれぞれ所管する法律の規定に基づく措置を速やかに実施するよう、各省に対して要求する権限を持つこととなります。

この措置要求は、内閣の一員たる内閣総理大臣から同じく内閣の一員たる各大臣に行うものであり、かつ、各大臣は内閣の統括のもとに一体として行政機能を発揮するものであることからすると、各大臣がこれに応じることが期待される実効性の高いものと言えます。

このほか、消費者庁自身の権限ではありませんが、政府案では、消費者政策担当大臣が、内閣府設置法に基づき、行政各部の施策の統一を図るため、関係行政機関の長に対し勧告を行う権限を有しており、政府内部の意思を効率的に調整することができま

す。これに対し、民主党案の消費者権利官は、内閣の外にあって勧告を行うのみであり、政府案と比較した場合に、政府の外からの勧告では、そもそも実効性に疑問がある上、本来政府一体となつて迅速に対応を行うべき消費者被害への対応という観点からも適切でないと考えております。

次に、食の安全確保に対する消費者庁の役割に関するお尋ねがありました。

御指摘のように、原材料から商品出荷、販売までの各段階における食の安全を確保することは、極めて重要な課題であります。

消費者庁は、食品安全行政の司令塔として、食品安全基本法に基づく基本事項の見直しなどを通じ、食の安全確保の中心的な役割を果たしてまいります。

次に、輸入食品に関する消費者被害についてのお尋ねがありました。

仮に、今回の冷凍ギョーザ事件と同様の問題が発生した場合、消費者の安全、安心を確保するた

めには政府一体となつた迅速な対応を行うことが不可欠であり、消費者庁はその中核的な役割を担うこととなります。

すなわち、消費者庁は、情報の一元的集約ルートをたどつて届けられた情報をもとに、消費者政策担当大臣の指示のもと、緊急対策本部を開催することなどにより、厚生労働省や農林水産省、さらには警察庁、外務省等の関係各省庁間での緊密な連携協力を図ります。

具体的には、消費者庁は、当該省庁に対し、とり得る行政指導や行政処分等の迅速な対処を促すほか、外務省に対しても、外交ルートを通じた情報収集を含めた迅速な対処等を促すことができま

す。さらに、必要な場合には、関係大臣に対し、所管する法律に基づきとり得る行政処分等を行うよう、措置要求を行うことができます。

消費者庁は、こうした対応により、輸入食品に関する消費者被害に対しても政府一体の取り組みを推進していくこととなります。

次に、相談員の国家公務員化についてのお尋ねがありました。

国と地方の役割分担については、地方自治法において、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本としています。

したがって、地域住民である消費者の声に日々真摯に耳を傾け、それに丁寧に対応していくことを基本とする消費生活相談等の事務は、地方公共団体の事務として位置づけるべきものであると考え

えます。また、地方における消費者行政は地方公共団体の他の部局と密接に連携して行っており、消費生活センターや相談員を国に移した場合、このような連携が分断され、地方における消費者行政の円滑な実施に支障を来すおそれがあると考えます。最後に、被害者救済制度についてのお尋ねがあ

りました。

消費者団体訴訟制度は、消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、事業者等に対し、消費者契約法上の不当行為について差しとめ請求をすることができるとするものであり、現在、七団体が適格消費者団体として認定され、消費者の利益擁護のための活動を行っております。

この消費者団体訴訟制度については、昨年の通常国会で成立した消費者契約法等の一部を改正する法律により、景品表示法や特定商取引法上の不当行為について差しとめ請求の対象を拡大することとしており、ことしの四月以降、順次、制度の施行が開始されることになっております。

このほか、消費者被害に関しては、消費者庁が所管することとなる国民生活センターに、重要消費者紛争に関する裁判外紛争解決機能、ADRが新たに付与されることとなります。

消費者庁は、消費者の利益の擁護及び増進に關して幅広く政策の企画立案を行う権限を有しており、こうした制度の施行状況を踏まえながら、被害救済制度のあり方について、さらに検討を進めることとしております。(拍手)

○副議長(横路孝弘君) 吉井英勝君。

(吉井英勝君登壇)

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表して、消費者行政に係る政府提出三法案及び民主党提出二法案について質問いたします。(拍手)

消費者問題は、豊田商事件、靈感・マルチ商法など形を変えた多くの悪徳商法の被害から、BSE汚染牛肉、偽装食品、パロマガス器具など製品欠陥による事故まで、生命、健康に直接かわる広い範囲にわたります。

なぜ消費者被害拡大を早期に食い止めることが

できなかったのか、どこに欠陥があったのか、それは法律の不備によるものなのか、行政執行が不十分ないし不作為によるものか、安全の規制緩和による体制の弱体化か、商品テストや相談活動の予算削減によるものなのか、一つ一つきちんと検討して、消費者行政の強化とその他の組織の姿を明らかにすることが必要であります。

そこで、総理、国民に出回った残留農薬や発がん力ビ毒で汚染された輸入米の三笠フーズ事件やコーヒー豆問題は、食品衛生法に欠陥があったのか、農水省の検査体制など行政執行に問題があったのか、検疫と事故食品の廃棄処分確認などの体制に問題があったのか、明らかにされたい。

三笠事件後に農水省が強化したミニマムアクセ

ス米の点検で、カビ毒の発見がはね上がりました。総理、これまでの点検が不十分であったことは明白ではありませんか。

コーヒー豆など輸入食品の検査率を高めて発がん性のカビ毒が見つかる、翌年から、輸出国側の検査証添付でもって、輸入時に日本側で食品安全検査をしないようにしています。基準・認証の規制緩和によつて、輸入食品の検疫を省略して国民の安全をゆるがせにできたことを直ちに改め、国民の安全を守る規制強化に切りかえるべきではありませんか。はっきりお答えいただきたい。

食料自給率四〇％の日本で、大量の輸入食品の検査率は、二十年前の約二〇％から半減し、今や一〇％に落ち込んでいます。九割は無検査で輸入され、食卓に上がっています。消費者行政の強化を口にするなら、輸入食品の検査率を少なくとも五〇％にまで引き上げ、体制を抜本的に強化するべきです。明確な答弁を求めます。

製品事故の問題では、なぜパロマ工業製湯沸かし器で二十件もの死傷事故が続いたのでしょうか

か。死者を出したシンドラー製エレベーター事故も解明がされずに事実上放置され、多数の死傷者が出るまで自動車のクレームが放置されてきたのはどこに問題があったと考えているのですか。一つ一つについて、何が問題か、どこに責任があるのか、どうすれば解決できるのか、明確にしたいのだと思います。

欠陥製品をつくった企業の側に立証責任を課すなど、現行製造物責任法の強化が必要ではありませんか。何うものであります。

大和都市管財事件の被害者は一万七千人、第二の豊田商事事件と呼ばれ、被害額も一千百億円を超え、多くの人々の生活設計を狂わせました。これは、近畿財務局長が部下の進言を排して、問題発生後もこの業者に担当証券販売業務を扱う登録更新を行なったことが被害を拡大することになりました。一体、金融商品被害を防止せずに、逆に被害を拡大したことについて、政府は責任をどう果たすのか、どのようにすべての被害を償うのか、総理に伺います。

こうした消費者被害を生み出した根底には、消費者保護法に基づく安全規制などが産業優先の立場から次々と規制緩和されたことによって骨抜きにされたことがあります。

政府は、二〇〇七年に出した報告書で、規制緩和、行革の名で、消費者行政の中核的役割を果たしてきた国民生活センターの直接相談業務の廃止や商品テスト業務の外部化などを求めました。こうした政府の態度に我が国の消費者行政を弱体化させた根本問題があります。このもとで、地方の消費者行政は、その予算も職員も激減し、商品テストなどを行う機能も事実上壊滅状態でありま

す。今なすべきことは、消費者行政の規制緩和を根本的に見直して、消費者の権利や利益を守る立場

に立つことではありませんか。政府と民主党提案者に何うものであります。

また、草の根で消費者行政を支えている消費生活相談員の七割の方が年収二百万円以下という官製ワーキングプアの状態に置かれています。勤続五年で雇い止めとなり、経験やノウハウが生かされないのが実態です。消費生活相談員の処遇の改善と安全を確認する商品テスト体制の立て直しは急務ではありませんか。答弁を求めます。

法案について質問します。

今回の消費者庁設置法案では、消費者が主役とありますが、なぜ肝心の消費者の権利の尊重を盛り込まなかったのですか。明確な答弁を求めます。

消費者の皆さんが求めてきたことは、消費者目線で政府の消費者行政をチェックできる体制です。消費者政策委員会には、みずから調査審議し、勧告を行える権限が必要ではありませんか。そのためにも、委員会の職権行使の独立性、委員の身分保障を法律に規定すべきではありませんか。何うものであります。

次に、民主党案について質問します。

我が党は、九七年に、行政を国民の立場で監視して、そのゆがみを正すことを目的とした行政監視院法、オンブズマン法案を発表しました。消費者権利院というオンブズマン制度を導入することは、一つの有効な考え方でありま

す。その一方で、消費者権利院は、行政機関そのものではなく、国会、内閣に対する立法提言にとどまります。独立したスタッフをどのように配置するのですか。

また、関係者が強く求めてきた悪徳商法などによる違法収益の剥奪なども重要です。この損害賠償訴訟に対する行政の連携についても、提案者の見解を伺います。

今、国民の皆さんが望んでいる消費者行政の一元化、強化を図るために、各会派が知恵を持ち寄って、本当に消費者の立場で機能する法律に仕上げていくことが重要であります。その立場で取り組むことを明らかにして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇〕
○内閣総理大臣(麻生太郎君) 吉井議員から、七問ちようだいしました。

まず、事故米やコーヒ―豆の問題についてのお尋ねがあつております。

事故米の事案につきましては、たび重なる調査にもかかわらず、不正な流通を見逃すなど、農林水産省の検査体制などに大きな問題があつたと考えております。

輸入米の点検については、それまでは、輸入時に袋をあけることなく、サンプルによるカビのチェックをしておりましたが、事故米問題の反省に立ち、昨年十二月からは、販売前にすべての袋を開いてカビのチェックを行うよう改めたところでありま

す。コーヒ―豆の問題につきましては、平成十五年における検査所の抜き取り検査の結果、食品衛生法違反が複数確認をされました。これを契機に、これまでの抜き取り検査に加えて、輸入業者に対し、輸入の都度、検査を命令することとしたところであります。

平成十六年以降、輸出国政府による検査結果証明書の添付をもって命令検査にかえるものとなりましたが、その場合にも輸入時の抜き取り検査は実施をいたしております。

いずれにせよ、食品衛生法違反と確認されたコーヒ―豆につきましては、国内で流通しないよう、輸入者に対し、廃棄や積み戻しをさせているところでありま

す。

次に、輸入食品の検査率に関するお尋ねがありました。

多種多様な輸入食品につきましては、食品群ごとの違反率などに応じて、抜き取り検査や輸入者に対して検査の命令を行っております。その中心となる抜き取り検査につきましては、統計学的に適切に違反を検出することが可能となるよう、検査件数というものを設定いたしております。

あわせて、より実効性の高い監視が行われるよう、検査所の人員の拡充や検査機器の装備などを進めているところでもあります。

製品事故についてのお尋ねがありました。

湯沸かし器事故につきましては、国における事故情報の収集や共有が不十分であつたということが大きな課題であり、制度の見直しを行いました。

エレベーター事故につきましては、国において、事故発生後直ちに考え得る再発防止対策を検討し、必要な対応を行いました。事故の原因につきましては、捜査当局からの情報などを踏まえ、より詳細に検討を行う必要があるということで、現在、引き続き調査を行っているところでもあります。

リコールに係る自動車事故につきましては、製造業者においてクレーム情報の隠ぺいなどが行われ、リコールすべき事案が長期間にわたり放置されてきたことが大きな原因だつたと考えております。

これらの問題につきましては、製造業側においてい

や救済に結びつけていくことは、大変重要な課題であります。

製造物責任法については、これまで、相当程度、被害者救済に結びついてきていると認識をいたしております。

今回の法案は、製造物責任法の所管を消費者庁に移管することといたしております。消費者庁は、消費者行政の司令塔でもあり、消費者被害に関する情報を一元的に集約いたします。このため、今回の法律によって、消費者の安全確保のための体制が強化されるものと考えております。

大和都市管財事件についてのお尋ねがあつております。

大和都市管財事件の被害者の皆様の苦境、苦しみは、察するに余りあるものがあります。判決を真摯に受けとめ、これはしっかりと対応していかなければならないと考えております。

政府としては、こうした利用者被害の発生を防止するという観点から、金融商品取引法を策定し、顧客への説明義務の拡充や虚偽説明の禁止など、多様な金融商品・サービスに対し横断的に規制を設け、利用者保護を強化したところであります。

利用者保護の徹底は金融監督行政の基本でもあり、今後とも、同様の被害が発生しないよう、法令に基づき厳正な監督を行っていかねばならないと考えております。

消費者の権利や利益を守る立場に立った行政を推進すべきではないかというお尋ねがあつております。

国民生活センターでは、現在でも、直接相談業務や商品テストを着実に実施いたしております。また、来年度からは、裁判外紛争解決を実施することといたしており、機能を強化いたします。

また、地方の消費者行政の体制強化のため、自治体の相談体制整備や財政上の支援の強化を行うてまいります。

さらに、これまで各省庁縦割りのもとで産業振興に付随する形で推進されてきた消費者行政の仕組みを転換する必要があると認識をいたしております。

このため、消費者の立場に立ち、その利益を守るために、消費者庁を創設することや、つき間事案への対応など、法規制の見直しを行うことといたしております。

最後になりますが、消費生活相談員の処遇改善及び商品テストの体制立て直しについてのお尋ねがありました。

消費者の安全、安心を確保するためには、地方の消費者行政の充実強化が不可欠であろうと存じます。

このため、消費者安全法案では、地方公共団体に對しまして、相談員の適切な処遇について努力義務を規定いたしております。

また、地方公共団体における処遇の改善、また商品テストの実施を促進するため、都道府県に消費者行政活性化のための基金の造成や、消費者行政に係る地方交付税の大幅な拡充により支援を行つてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたさせます。(拍手)

(國務大臣野田聖子君登壇)

○國務大臣(野田聖子君) まず、消費者の権利についてのお尋ねがありました。

消費者基本法においては、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進は、消費者の権利を尊重することを基本として行うことが定められております。

消費者庁設置法案では、消費者基本法の趣旨を受けて、消費者庁が消費者の利益の擁護及び増進

に関する総合的な施策の推進における中心的役割を果たすために必要な具体的な任務について定めることとしており、こうした消費者庁の役割を踏まえると、任務規定は適切なものと考えております。

次に、消費者政策委員会についてのお尋ねがありました。

政府部外者の有識者から構成される消費者政策委員会は、諮問に応じて調査審議を行うのみならず、みずから意見を述べること等の権限を独立して行使することとしており、消費者目線で政府の消費者行政のチェックを行う体制は整備されていると考えております。(拍手)

(國務大臣金子一義君登壇)

○國務大臣(金子一義君) 製品事故について、どうすれば解決できるのかという点でお尋ねがありました。

先ほど総理がお答え申し上げましたけれども、製造者側において情報が伝達されて共有されることを促すということが大事でありますし、行政としても、関係法令に沿って、報告の徴収、検査、これを的確、迅速に行つていくことが問題解決のために重要であると考えております。(拍手)

(階猛君登壇)

○階猛君 吉井議員の御質問に對してお答え申し上げます。

御質問は、大きく分けて、二つあつたかと存じます。

まず、消費者の立場に立った消費者行政の見直しについてのお尋ねでございます。

消費者行政に関し、今なすべきことが、消費者の権利や利益を守る立場に立つことであるというのは、先生御指摘のとおりであります。民主党は、今回、先生御指摘のような発想から、徹頭徹尾、消費者の立場に立つ組織として、消費者権利

院を設置することを提案しているところでございます。

まず、先生御指摘の国民生活センターの直接相談業務あるいは商品テスト業務につきましては、消費者権利院の設立後も、すべて消費者権利院において一元的に行うこととしております。

また、地方の消費者行政につきましても、日本全国津々浦々まで張りめぐらされた地方消費者権利局とその支局のネットワークにより、どこに住んでいてもあまねく消費生活相談機関を利用できるよう万全の体制とするともに、その消費生活相談員その他の職員についても、国の財政負担でその身分を保障し、安心して相談業務に専念できるよう措置を講ずることとしております。

第二問に移ります。

消費者権利院のあり方等についてのお尋ねでありました。

まず、消費者権利院の権限は立法提言にとどまるとの御指摘がありました。

改めて御説明申し上げますが、消費者権利院は、立法提言のほか、行政機関に對して行政処分等をすべき旨の勧告を行い、消費者行政を消費者の立場から監視することとしております。

なお、消費者権利院は、消費者の立場から、国会、内閣に對して、消費者行政のあらゆる分野について幅広い立法提言をすることができるとしております。内閣にはこの立法提言の尊重義務を課すことで、その実効性を担保しております。

また、スタッフの配置についても御指摘がありました。

内閣から一定の独立性を持つ消費者権利院は、その長である消費者権利官を含めて、霞が関のいわゆるキャリア公務員が配置転換され、そのスタッフになるようなことは、一切想定しておりません。徹頭徹尾、消費者の立場に立つて行動する

消費者権利院のスタッフとしてふさわしいのは、消費者団体のメンバーや弁護士など、消費者の権利利益の擁護、増進とその被害の救済に携わってきた民間人であり、そういった人材を消費者権利院の事務総局に配置することを想定しております。

最後に、違法収益剥奪のための損害賠償請求に対する行政の連携について御指摘がありました。民主党の消費者団体訴訟法案におきましては、

消費者権利官が適格消費者団体と連携して違法収益の剥奪を行うこととしております。

具体的には、第一に、消費者権利官は、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟に先立ち、事業者の財産の処分を禁ずる財産保全命令を裁判所に申し立てることができるものとし、悪徳事業者等の財産の散逸を防止することができるようにしております。

第二に、消費者権利官は、消費者問題が発生した場合において、適格消費者団体から申し出を受けて、消費者権利官が保有する情報の提供等を行うことができることとしております。

第三に、消費者権利官は、必要があると認めるときは、損害賠償等団体訴訟に参加することができることとしております。

なお、以上のような仕組みは政府案にはございません。

民主党のセールスポイントについて御質問をいただいたことに対し、心より感謝を申し上げます。(拍手)

○副議長(橋路孝弘君) 日森文尋君。

(日森文尋君登壇)

○日森文尋君 私は、社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題となりました消費者庁設置関連三法案及び民主党提出の対案に対して質問を

行います。

中央省庁は、産業育成や事業者規制中心の発想が主で、消費者の視点というのが残念ながら弱く、社民党としても、消費者の日線で考え、生活者の利益を追求する消費者庁的な行政機関の創設を求めてきました。消費者保護基本法から四十年、ようやく消費者行政を統一的、専門的に所管する行政機関ができつつあることに感慨深いものを感じています。

麻生総理は、自民党幹事長時代、当時の太田誠一農水大臣の消費者がやかましい発言に対し、関西以西ではよく知っているという意味と擁護されました。これでは、消費者重視の看板も国民に信用されません。仏つくって魂入れずとならないよう、消費者行政推進会議の主宰者である総理から、謝罪と擁護発言の撤回をまず明確にしたいと思っています。

以下、政府案の内容について野田担当大臣にお尋ねいたします。

縦割り行政を打破し、総合的、統一的な消費者行政を可能にし、本当に消費者の立場でその権利利益を実現するものにしていかねばなりません。しかし、法案には、共管事項が多いことや、各省からの出向者が大部分を占めること、消費トラルブルの過半を占める食品安全、金融、商品取引等が除外されていることなどから、消費者庁が消費者保護の司令塔として本当に機能するのか、国民の声が本当に届くのか、官が動かないときにどうするのか等々、大いに不安があります。

これらの不安にこたえるためにも、消費者の権利尊重をうたっている消費者基本法の理念も踏まえ、消費者の権利擁護の観点から、消費者庁の任務、役割をより明確にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

違法収益を加害者から徹底的に剥奪し、違法収

益を被害者にきちんと返済するという制度がなければ、やり得と泣き寝入りを助長してしまうことになり、消費者被害が繰り返されることになりま

す。野田大臣が会長を務めた自民党消費者問題調査会の最終取りまとめでは、違法収益、不当利得の剥奪や被害回復制度の導入を盛り込んでいます。私も、法制導入に大いに賛成し、実現すべきと考えていますが、いかがでしょうか。

消費者政策委員会について、諮問に応じ重要事項の調査審議を行い意見を述べるだけであり、国民、消費者の声を生かす機関としては極めて不十分です。

立入検査権や勧告権、建議権等を付与し、いわば消費者Gメン的な、監視と提案をする機関として再構築すべきと考えます。また、消費者の苦情や意見を反映させる御意見番として、日本版スーパーコンプレイン制度を導入し、消費者みずから能動的に参加、関与できるようにすべきです。これらについてのお考えをお聞きしたいと思

います。消費者行政を実際現場で担い、消費者行政の本丸ともいえるべき消費生活センターなどの自治体の消費者相談窓口の相談件数は、一九九五年度では二十七万件であったものが、二〇〇六年度には約百万件に達しています。しかし、行革や財政難を口実に、予算、人員は大幅に削減され、消費者相談員の待遇も劣悪な実態にあります。

地方の消費者行政の充実に向け、消費生活相談員の待遇改善や大幅増員、任意とされている市町村の消費者センターの共同設置、地方消費者行政活性化交付金などの国の支援の継続、相談員や担当職員の配置や処遇に関する指針の策定などを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

私は、今の縦割り行政の弊害を打破し、消費者

のための新たな仕組みをつくるべきだという点では同じであり、政府案、民主党案の両案がぶつかって成立しないことが一番不幸であると考えています。運動団体などからは、小さく産んでも大きく育てようという声が上がっています。国民の、消費者の権利利益の擁護、確立のために今何をなすべきなのか、与野党がそれぞれ英知を絞ってよりよいものに仕上げていくのが国会の役割と考えています。

最後に、野田大臣及び民主党提案者の決意を伺って、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣麻生太郎君登壇)

○内閣総理大臣(麻生太郎君) 日森議員の質問にお答えをいたします。

かつて、私は、当時の農林水産大臣の消費者がやかましいという発言について、それは、よく知っている、これは福岡でよく使う言葉だという解説をしたが、これは、消費者の目が肥えていて意識が高いということだと評価したものだとし上げたんですが、一部の方から、日本じゅうで通じる言葉でしゃべれと言われて、ごもっともだと思いました。

いづれにいたしましても、私は、安心できる社会というものを内閣の主要課題に掲げております。そうした消費者の皆さんにこたえられるよう、消費者行政というものや生活者重視の行政というものを、野田大臣ともども進めてまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣野田聖子君登壇)

○国務大臣(野田聖子君) まず、消費者庁の任務、役割についてのお尋ねがありました。消費者基本法においては、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進は、消費者の権利を尊重することを基本として行うことが定められております。

消費者庁設置法案では、消費者基本法の趣旨を受けて、消費者庁が消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進における中心的役割を果たすため、必要な具体的な任務について定めることとしており、こうした消費者庁の役割を踏まえ、任務規定は適切なものと考えております。

被害者救済制度についてのお尋ねがありました。

消費者庁は、消費者被害の未然防止及び被害の拡大防止に加えて、被害者救済の体制を強化するものです。

具体的には、消費者契約法、製造物責任法等を所管し、経済社会情勢の変化等に対応して民事ルールの迅速な整備に当たることとされておりあります。

特に、被害者救済制度に関しては、昨年の通常国会において、消費者団体訴訟制度を消費者契約法だけでなく景品表示法や特定商取引法に拡大して導入すること、国民生活センターに重要消費者紛争に関する裁判外紛争解決機能、ADRを新たに付与することとしております。

消費者庁の創設後は、まずはこうした制度の施行状況を踏まえながら、被害者救済制度のあり方についてさらに検討を進めることとしております。

次に、消費者政策委員会についてのお尋ねがありました。

消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現にすぐれた識見を有する政府部外者の有識者から構成される消費者政策委員会は、諮問に応じて調査審議を行うのみならず、みずから意見を述べること等の権限を行使することとしており、消費者の声を生かした運営を行うことは可能であると考えております。

次に、地方消費者行政の充実に向けた取り組みについてお尋ねがありました。

地方における消費生活相談体制の強化については、早急に取り組むべき重要な課題と認識しております。このため、消費者安全法案において、地方公共団体における消費生活センターの設置やその事務に関する国の支援等について規定するとともに、相談員に対する適切な処遇について地方公共団体の努力義務規定を設けております。

また、先般成立した補正予算により、都道府県に基金を造成し、複数の市町村の連携による設置も含めた消費生活センターの設置、拡充や、相談員の養成、レベルアップに取り組む地方公共団体を支援することとしております。

さらに、地方公共団体の自主財源を拡充し、相談員の処遇改善や適切な配置を促すため、平成二十一年度消費者行政に係る地方交付税措置を大幅に拡充することとしております。

政府としては、まずは地方において基金を活用した事業を円滑に執行し、拡充された地方交付税措置を実際の予算に結びつけることなど、全力で取り組んでいただくことが重要であると考えております。

最後に、国民、消費者の権利利益の擁護、確立のために、与野党が知恵を絞ってよりよいものに仕上げていくべきとお尋ねがありました。

これまで各府省庁縦割りのもとで産業振興に付随する形で推進されてきた消費者行政の仕組みを転換するため、消費者利益の擁護及び増進を任務とし、消費者のパートナーとして消費者の側に立ち、その利益を守る、全く新しい行政組織の創設が必要であります。

こうした観点から、政府としては、考え得るベストの案として消費者庁関連三法案を国会に提出しているところであり、国会において十分御議論

いただいた上、関連三法案を早期に成立させていただき、消費者庁の創設を含めた消費者利益を守る体制を一日も早く整備することがぜひとも必要と考えております。

よろしくお願いいたします。(拍手)

(階猛君登壇)

○階猛君 日森議員の御質問に対してお答え申し上げます。

御質問は、国会の役割としてよりよいものに仕上げていくことに関して、民主党案提出者として決意を述べてほしいということでありました。

消費者の権利利益の擁護、確立のため、与野党それぞれが英知を絞ってよりよいものに仕上げていくべきであるという御指摘は、全くそのとおりであると考えております。

しかしながら、小さく産んで大きく育てるといふ御発想には、いささか疑問がございます。すなわち、これまで行政官庁が新設された例を見ていてもわかるように、小さく産んでしまった組織は

ずっと小さいままであることが往々にしてあるからでございます。最初に中途半端なものをつくってしまつては、それだけでお茶を濁されて、真の消費者の権利利益の擁護、確立のための議論が尽くされないまま終わってしまうことになりかねません。

先ほど来御説明しておりますとおり、我々の提案は、行政権限の中途半端な再編にとどまる政府案より、はるかに実効的な制度であると確信しております。

大きく産んでしっかりと定着させる、そのためにも、これから始まる法案の審議を通じて、政府が我々の意見を大胆に取り入れ、消費者権利院が速やかに設置されるよう、我々は全力で頑張っております。(拍手)

○副議長(横路孝弘君) 下地幹郎君。

(下地幹郎君登壇)

○下地幹郎君 国民新党の下地幹郎です。

私は、国民新党・大地・無所属の会を代表して、ただいま趣旨説明がありました消費者庁の関連法案について質問をいたします。

国民の皆様方には、平成十八年六月、東京都港区のシェイハイツ竹芝で大変痛ましいエレベーターの事故が起きたことは、まだ記憶に鮮明だと思います。当時高校二年生であった市川大輔君がエレベーターの出入り口の天井部分と床部分の間に挟まれて亡くなるという事故でありました。

大輔君は、野球部に所属をしており、練習には一番乗りする努力家で、二年生でただ一人のレギュラーでもあり、チームメイトからも信頼の厚い選手でありました。事故のあった日も、野球部の練習で汗を流し、家族の待つ十二階の自宅へ帰ろうと、安全だと信じてエレベーターに乗ったのです。

また、事故が起きた朝、大輔君は新しいバットを買っておりました。この新しいバットで活躍を夢見ていたやさき、思いも寄らない事故に遭遇した未来ある高校生は、命を奪われたのであります。エレベーターのドアが開いたままで、人が乗りおりしている最中に突然上昇してしまうなんて、だれが想像したでしょう。

私が改めてこの事故を振り返ることになったのは、先月、大輔君のお母さんが、大輔君の野球部の友達のお母さんと一緒に議員会館を一部屋一部屋訪問され、事件の真相究明について議員に訴えられた際、私も直接その話を聞くことができたからであります。

この事故は、発生から既に三年近くがたっており、事故原因についても究明され、賠償問題も解決が図られているだろうと思っただけに、お

母さんから何一つ解決が図られていないということとを伺い、びっくりいたしました。

事故原因について、国土交通省はまだ明らかにしておりません。また、警察においても、捜査中で、送致は行われておりません。

そんな中、民事裁判の時効もあり、息子がなぜ亡くなったのか、真実を知るために、大輔君のお母さんは民事訴訟を起こしたとこのことであります。

一方、国土交通省は、昨年の十二月三日に、事故から二年半たつて初めて、この事故機のエレベーターの調査を実施し、そして、ようやく昇降機等事故対策委員会が国土交通省に設置され、昇降機等に係る重大事故発生時の警察との連携体制も整備されたということであります。

しかし、大輔君が亡くなった事故以降も、エレベーターによるさまざまな事故が続いている状況を見ると、国土交通省の事故再発防止に対する対応は、余りにも遅過ぎるという感否めません。

国土交通大臣、なぜ事故の原因究明と再発防止策がこれほどまでにおくれたのか、そして、警察庁においても、なぜ三年たつても送致が行われなかつたのかについて、御説明をいただきたいと思ひます。

そして、このように、安全であると思ひつゝエレベーターによって未来ある少年が命を落とすという忌まわしい事故が二度と起きないようにするために、消費者庁が設置されることで具体的にどのような対策がとられるのか。

つまり、このエレベーター事故のケースで考えると、消費者庁は、国土交通省に対して原因究明と再発防止を強く勧告することが可能なのか、行政の不作為を他の省庁に対して強く指摘することができると、消費者庁の権限について、野田大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

麻生総理、消費者庁が設置されることで、消費者行政においてさまざまな事件、事故がダイレクトに行政に届き、そして、そのことで改善が図られ、再発防止につながるという期待を持たれていて国民は多いと思ひます。その大きな期待にこたえるためには、消費者庁に公正取引委員会や会計検査院並みの強い権限を持たせなければ、消費者庁が設置された結果は出てこないのではないかと考えております。

この政府から提出された消費者庁関連法案によつて、消費者の立場に立つた消費者行政が十分に行われるとお考えになつてゐるのか、麻生総理の御答弁をいただき、私の質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣麻生太郎君登壇〕
○内閣総理大臣(麻生太郎君) 下地議員の御質問にお答えをさせていただきます。

消費者庁関連法案により消費者の立場に立つた行政が十分に行われるのかとの御指摘がありました。

消費者庁は、消費者の身近な法律をみずから所管し、企画立案、執行を行うとともに、各省庁に対しても、行政処分を行わせるべく措置要求を行えるようにいたしております。また、いわゆるスキーム案に対しても対応できるようにいたしております。

さらに、有識者から成る消費者政策委員会を設置することなどにより、消費者の声を反映する仕組みを強化いたしております。

このような体制を整備することにより、消費者の立場に立つた消費者行政を行うことができると考えております。(拍手)

〔国務大臣金子一義君登壇〕
○国務大臣(金子一義君) 平成十八年六月に発生しましたエレベーター事故についてお尋ねがあり

ました。
この痛ましい事故でお亡くなりになりました市川君の御冥福をお祈りいたします。

同事故につきまして、同年九月二十九日にエレベーター事故の再発防止対策等について中間報告を取りまとめ、平成二十年二月の十八日に定期検査報告制度を見直し、同年九月十九日、安全装置に係る基準の強化を行つてきたところであります。

一方、事故原因の究明については、捜査当局による捜査を優先する観点から、捜査を見守つております。捜査進展により原因が特定され、新たな検討事項に対応して、引き続き検討を継続してまいります。

今後、事故発生時における現場への立入調査など、警察との協働体制も強化されたところから、本年二月六日に社会資本整備審議会のもとに設置されました常設の昇降機等事故対策委員会を活用して、的確な対応に努めてまいります。(拍手)

(拍手)

〔国務大臣佐藤勉君登壇〕
○国務大臣(佐藤勉君) お答えを申し上げます。

平成十八年六月に発生いたしましたエレベーター事故についてのお尋ねがございました。

大変痛ましい事故で、お亡くなりになりました市川さんの御冥福をお祈りするとともに、御家族に心からお悔やみを申し上げます。

この事故につきましては、事故原因の解明や因果関係、刑事責任の所在などを明らかにするため捜査が長期に及んでおりますが、一日も早い真相解明を願う御家族の心情をいたしまして、監視庁において、現在、検査当局とも協議しつつ、詰めの捜査を行つてゐるところでございます。(拍手)

(拍手)

〔国務大臣野田聖子君登壇〕
○国務大臣(野田聖子君) エレベーター事故における消費者庁の権限についてお尋ねがありました。

その前に、私からも、事故で亡くなられた市川さんに心から御冥福をお祈り申し上げます。

御指摘のエレベーター事故のような問題が発生した場合、消費者の安全、安心を確保するためには、政府一体となつた迅速な対応を行うことが不可欠であり、消費者庁は、その中核的な役割を担うこととなります。

すなわち、消費者庁は、情報の一元的集約ルールをたどつて届けられた情報をもとに、消費者政策担当大臣の指示のもと、緊急対策本部を開催することなどにより、国土交通省等の関係各省庁間の緊密な連携協力及び情報共有を図り、当該省庁に対し、原因究明を含めた事故の調査を促すことができます。

また、消費者庁は、行政の不作為という事態を防ぐため、必要な場合には、建築基準法に基づく地方公共団体による違反建築物是正のための措置がとられるよう、消費者安全法に基づき、国土交通大臣に対し、措置要求を行うことができます。

こうした対応により、消費者庁は、エレベーター事故に関しても、政府一体の取り組みを推進していくこととなります。(拍手)

○副議長(横路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。
午後四時二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 麻生 太郎君
総務大臣 鳩山 邦夫君
文部科学大臣 塩谷 立君
国土交通大臣 金子 一義君
国務大臣 佐藤 勉君
国務大臣 野田 聖子君
国務大臣 与謝野 馨君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 松本 純君
内閣府副大臣 増原 義剛君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、麻生内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。
内閣閣第三七号
平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

天皇皇后両陛下のカナダ国及びアメリカ合衆国御訪問について

標記について、本日(三月十三日(金))の閣議において別紙のとおり決定したので、通知いたします。

(別紙)

天皇皇后両陛下のカナダ国及びアメリカ合衆国御訪問について

(平成二十一年三月十三日閣議決定)

かねてより、カナダ国総督閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問願いたい旨の招請があり、また、アメリカ合衆国ハワイ州における皇太子明仁親王奨学金財団五十周年記念行事に際し、同国政府から両陛下の御訪問を歓迎する旨の申出

があった。

ついては、我が国と両国との友好親善関係にかんがみ、本年、両陛下に両国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、今後両国政府と協議の上決めることとなるが、七月三日東京御出発で、全体として約二週間となる予定である。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

木原 誠二君 山本ともひろ君
河本 三郎君 北川 知克君
馬渡 龍治君 坂井 学君
吉良 州司君 石関 貴史君
北川 知克君 河本 三郎君
坂井 学君 馬渡 龍治君
山本ともひろ君 木原 誠二君
石関 貴史君 吉良 州司君

総務委員

辞任

補欠

逢坂 誠二君 鷺尾英一郎君
田嶋 要君 川内 博史君
重野 安正君 菅野 哲雄君
川内 博史君 田嶋 要君
菅野 哲雄君 重野 安正君
鷺尾英一郎君 逢坂 誠二君

外務委員

辞任

補欠

辻元 清美君 保坂 展人君
保坂 展人君 辻元 清美君
財務金融委員 辞任 補欠
越智 隆雄君 篠田 陽介君

階 猛君

吉田 泉君

文部科学委員

辞任

補欠

飯島 夕雁君 若宮 健嗣君
亀岡 偉民君 大塚 高司君
谷垣 禎一君 盛山 正仁君
西本 勝子君 関 芳弘君
盛山 正仁君 土井 真樹君
若宮 健嗣君 小野 次郎君
小野 次郎君 飯島 夕雁君
大塚 高司君 亀岡 偉民君
関 芳弘君 西本 勝子君
土井 真樹君 谷垣 禎一君

厚生労働委員

辞任

補欠

木原 誠二君 小里 泰弘君
木村 義雄君 亀井善太郎君
富岡 勉君 安井潤一郎君
小里 泰弘君 近江屋信広君
近江屋信広君 木原 誠二君
亀井善太郎君 木村 義雄君
安井潤一郎君 富岡 勉君

経済産業委員

辞任

補欠

佐藤ゆかり君 猪口 邦子君
猪口 邦子君 佐藤ゆかり君

安全保障委員

辞任

補欠

山崎 拓君 富岡 勉君
富岡 勉君 山崎 拓君
議院運営委員 辞任 補欠
あかま二郎君 永岡 桂子君

近藤 洋介君

田村 謙治君

佐々木憲昭君

田村 恵二君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

永岡 桂子君

あかま二郎君

田村 謙治君

近藤 洋介君

穀田 恵二君

佐々木憲昭君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

菅野 哲雄君

保坂 展人君

(議案付託)

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三號) 財務金融委員會 付託
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八號) 国土交通委員會 付託

(議案送付)

一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

消費者權利院法案(枝野幸男君外二名提出)
消費者団体訴訟法案(小宮山洋子君外二名提出)
一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法案(園田博之君外六名提出)
社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(長勢甚遠君外九名提出)

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会における議論等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

東京地方検察庁特別捜査部に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

検察庁による刑事事件に係る情報のリーク等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

北朝鮮による長距離弾道ミサイルの発射予告に対する政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

急激に悪化する日本経済に対応する経済政策に関する質問主意書(滝実君提出)

北朝鮮の主張に対する政府の認識に関する質問主意書(岡本充功君提出)

ソマリア沖における海賊対策のための海上自衛隊による海上警備行動に係る法整備に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

両親が偽造パスポートで我が国に入国したフィリピン人一家への政府の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

千島列島を現在も管轄区域としている官公庁があることに對する外務省の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石井郁子君提出芸術・文化活動への公的助成制度に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出定額給付金制度に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解の変化等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマー情勢並びに邦人殺害事件に対する同国政府の対応についての外務省の認識に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路無料化の試算の必要性に関する国交省の認識及び試算隠しの実態に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出最高裁判所裁判官に

對する国民審査に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用の返還状況に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員加藤公一君提出国立感染症研究所村山庁舎のBSL-4施設の稼働に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出中国による在沖總領事館開設の打診に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る外務省の対応等についての同省の説明等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力並びにそれに係る国民への説明に関する質問に対する答弁書

平成二十一年三月三日提出
質問 第一七九号

芸術・文化活動への公的助成制度に関する質問主意書

提出者 石井 郁子

芸術・文化活動への公的助成制度に関する質問主意書

現在の景気悪化の影響によって、芸術団体の公演が中止になるケースがあるだけでなく、「銀行に新規の融資を断られた」、「給与の支払いが遅れている」など、芸術団体が制作・運営資金を確保

することが、きわめて困難になっている。また、民間劇場、映画館への影響も懸念され、作家・実演家の暮らしはますます困窮している。こうした事態にかんがみても、公的助成によって芸術団体の活動を支えることはますます重要になっている。

ところが、政府の公的助成は、毎年のように削減されている。しかも、その方式は、「赤字補填」方式であるため、かえって芸術団体の「赤字」を累積するものになっており、芸術団体からは改善が求められている。そこで、以下質問する。

一 文化庁の重点支援事業は、二〇〇二年度に「新世紀アートプラン」として再編されたが、それ以降、予算は減り続け、舞台芸術と映画が独立項目となった二〇〇三年度には、舞台芸術・伝統芸能で六六億五〇〇〇万円、映画製作に二億七四〇〇万円を計上していたものが、二〇〇八年度にはそれぞれ四六億六〇〇万円、六億一九〇〇万円となり、三割以上の減額となっている。この事態をどう考えるか。なぜ重点支援を削減するのか理由を明らかにされたい。削減をやめ、思い切った増額することが必要と考えるがいかがか。

二 文化庁の重点支援事業は、一九九六年に「アートプラン二一」としてつくられ、団体の活動を三年間継続して支援するものとして実施されてきた。ところが、二〇〇五年度に突然、支援対象が団体から個別の公演事業に変更となった。この変更は文化審議会などでも審議されたことはないものである。団体等から支援対象の変更について、文化庁や文化審議会に對し要望が出されたことはあるのか。あるとすれば、どこに出されたものか。そのうえで、変更の理由は何か、明らかにされたい。

三 文化庁の重点支援事業の採択が個別公演事業ごとに変更になったため、芸術団体は、申請事務も煩雑となり、団体としての見直しを持った計画を立てることが困難になっている。重点支援事業は、「アーツプラン二」当時の団体ごと三年継続の採択に戻すべきだと考えるがいかがか。

四 現在の文化庁の重点支援事業や日本芸術文化振興会の助成事業は、「対象経費の三分の一以内」かつ「自己負担金の枠内」となっているため、芸術団体がいくら努力しても、「赤字」が生じるようになっている。

(一) 芸術家会議が二〇〇八年十一月に発表した「文化芸術の振興政策に関する提言」では、文化庁の重点支援事業を受けて公演を実施すると「赤字」がふくらむことを事実として例示している。それによれば、オーケストラの場合で年五回の事業で六〇〇〇万円もの「赤字」が累積している。そもそも基盤が弱い芸術団体への公的助成が「赤字」を累積させることは、芸術団体の基盤をますます弱くすることで本末転倒だと考えるがいかがか。

(二) アメリカやヨーロッパなどの諸外国では、芸術活動への助成において「自己負担金」を条件としている例は見当たらず、日本の特異な方式と考えるがいかがか。

(三) 二〇〇六年に実施された日本芸術文化振興会の委託調査の中で行われたアンケート調査でも、「支援要請の際の問題点」としてあげられているなかで、もっとも割合が高いのは「自己負担金の確保」になっており、半数以上が「自己負担金」を確保することの困難を問題としてあげている。今日、景気

悪化の影響で芸術団体が資金を集めることはきわめて困難になっており、「自己負担金」を公的助成の条件としている限り、仮に予算が増額になったとしても公的助成を必要としている芸術団体が応募すらできない。文化庁の重点支援事業における「自己負担金」の枠を撤廃すべきと考えるがいかがか。

五 芸術団体が公演活動などの創造活動をすすめるためには、事前に制作費用が必要であり、公的助成を採択した活動に、一定額の「前払い制度」を導入すべきである。

(一) 二〇〇三年六月十一日の文部科学委員会において、私が「前払い制度の導入」を要望した。その際、政府は、「芸術団体重点支援事業」で「完成の見込みがある場合には完成前であっても制作段階に応じた支援を行っている」と述べ、「このシステムを今後どうするか、課題だ」とは認識しておりますけれども、助成金が税金によって賄われていることを考えますと、完成しないものに助成するというのはなかなか困難な面もございます」と答弁された。その後、「前払い制度」について検討されたのか。

また、文部科学省が扱う補助金において、事業途中で一定額を支払うものはあるのか。

(二) 日本芸術文化振興会が行った委託調査(二〇〇七年一月発表)によれば、アメリカのNEA(全米芸術基金)の助成事業では、助成金交付よりも先に事業を始めてはならないとされ、事業が完了する前に助成金が支払われる制度となっている。イギリスのアーツカウンシル(イングリランド芸術評議会)による公演事業に対する助成金も何段

階かに分けて支払われる。このように、諸外国の制度では、「前払い」をふくんだ制度になっている。こうした制度を検討し、日本でも芸術活動への公的助成における一定額の「前払い制度」を導入することを検討すべきと考えるがいかがか。

(三) 文化庁の重点支援事業は、公演終了後に清算を確認してから支払われることになっているが、実際には、公演終了後、何カ月もたつてからようやく支払われるという事態になっている。「前払い制度」の導入について検討しつつ、芸術団体の活動に支障を与えないよう、重点支援事業への支払いは公演終了後すみやかに支払われるべきと考えるがいかがか。

六 芸術活動への公的助成にあたっては、「金は出しては口は出さない」ことが原則である。文化芸術振興基本法は、活動を行うものの「自主性を尊重すること」を基本理念としている。二〇〇九年度政府予算案において、文化庁の重点支援事業と日本芸術文化振興会の助成事業を「一元化」するとしており、これに伴い、芸術文化振興基金による映画製作への助成は廃止され、文化庁から日本芸術文化振興会への補助金による助成に一本化されることになっている。

すでに、二〇〇九年度事業の「応募要領」が文化庁から発表されているが、それによると、作品の選定は、文化庁が「内定」を出すことになっており、政府の関与が強まるのではないかと懸念の声が出されている。公的助成の対象となる作品の採択にあたっては、日本芸術文化振興会の独立性を保持し、専門家による採択を維持すべきと考えるがいかがか。

内閣衆質一七一第一七九号
平成二十一年三月十三日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員石井郁子君提出芸術・文化活動への公的助成制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員石井郁子君提出芸術・文化活動への公的助成制度に関する質問に対する答弁書

一について
芸術団体が行う舞台芸術の公演等に対して重点的な支援を行う事業(以下「重点支援事業」という。)については、現下の厳しい財政事情の下、他の芸術文化に係る支援を拡充する中でその予算額が減少しているものの、文化庁としては、芸術文化全体に係る支援については必要な予算が確保されているものと考えている。

二及び三について
舞台芸術創造活動への支援の在り方については、平成十五年度に文化審議会文化政策部会において審議が行われ、芸術活動に従事する委員の意見も踏まえつつ、平成十六年二月に「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について(提言)」(以下「提言」という。)が取りまとめられたところである。文化庁としては、提言を踏まえ、支援の目的及び対象を明確化する観点から、平成十七年度から、団体ごとに三年間継続して支援する方法から、公演ごとに一年単位で支援する方法に改めたところであり、現時点においては、引き続き同様の方法により支援することとしている。

四の(一)について
重点支援事業は、舞台芸術の公演等が採算をとることが困難なものであること等を踏まえ、

舞台芸術の公演等の入場料収入等では賄いきれない経費(以下「自己負担金」という。))について、財政支援を行うものであり、御指摘のように、「赤字」を累積させるものではない。

四の(二)について

文化庁としては、諸外国における芸術文化に係る支援の詳細については把握していない。

四の(三)について

御指摘の趣旨が必ずしも明らかではないが、文化庁としては、重点支援事業における支援額を自己負担金の範囲内とすることは、当該支援を公平かつ効率的に行うために必要と考えている。

五の(一)及び(二)について

文化庁としては、芸術文化に係る補助金について、補助対象とされた公演等が終了する前に当該補助金を支払うことについては、引き続き検討すべき課題であると考えている。また、文部科学省が所管する補助金について、補助対象とされた事業が終了する前に当該補助金を支払った例はある。

五の(三)について

文化庁においては、重点支援事業を実施した団体に対する補助金の速やかな支払に努めているところである。

六について

文化庁としては、重点支援事業の支援対象の採択については、今後とも、専門家の意見を踏まえて行われる必要があると考えている。

平成二十一年三月三日提出
質問 第一八〇号

定額給付金制度に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解の変化等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

定額給付金制度に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解の変化等に関する質問主意書

本年三月二日、麻生太郎内閣総理大臣は、昨年十月三十日に新総合経済対策の項目の一つとして公表した定額給付金制度について、当初は給付金を受け取らないとする方針を転換し、受け取る旨の意向を示したと報じられている。また麻生総理は同日、記者団に対しても「受け取ります。直ちに消費の刺激に充てたい」と明言している。右を踏まえ、質問する。

一 先の質問主意書で、定額給付金制度は誰の発案によるものかと問うたが、昨年十一月二十五日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一七〇第二四二号、以下「政府答弁書」という。)では「定額給付金については、『生活対策』(平成二十年十月三十日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定。以下同じ。)において、『単年度の措置として今年度内に実施することとし、その実施方式等について早急に検討すること』とされたところである」と、明確な答弁がなされていない。当方が問うているのは、同制度がどの場において決められたものであるかということではなく、そもそも誰の発案によるものかということであるところ、再度明確な答弁を求める。

二 定額給付金制度は、麻生総理自身の発案によるものか。明確な答弁を求める。

三 麻生総理は自身が給付金を受け取るか否かについて、「僕はもともと受け取る気ありませんから(昨年十一月十二日、記者団に)、『多額のカネをもらって『二万二千元をちょうだい』と言う方はさしうしろ。人間の矜持の問題だ(同年十二月十五日、参院決算委員会で)、『その時になって考えたい』(本年一月六日、記者団に)、『おれはもらわない。最初から受けとらな

いと決めている(同年二月二日の自民党役員会で発言したと党幹部が証言)、『自民党として受け取ることにしようとの提言が幹事長の方からあったので、私としては受け取る(同年三月二日、記者団に)との発言をしていたと、本年三月三日付の新聞は報道しているが、麻生総理が右の発言をしたことは事実か。改めて確認を求める。

四 麻生総理が給付金の受給について見解を転換したのはなぜか。三の新聞報道にある様に、細田博之自民党幹事長の意向を受けての転換か。

五 麻生総理が三で挙げた発言を過去にしていたのにも関わらず、今回給付金を受給することを決めたのであるならば、三で挙げた発言を撤回すべきであると考えますが、麻生総理の見解如何。「さしうしろ人間の矜持の問題」といった発言を、麻生総理は撤回するか。明確な答弁を求める。

六 これまでの答弁書(例えば内閣衆質一七一第五五号)では、定額給付金制度の趣旨について「定額給付金は、家計への緊急支援であり、あわせて、消費を増やす経済効果を有するものとして実施するものである」と旨の答弁がなされている。「政府答弁書」では、同制度の趣旨について「安心実現のための緊急総合対策(平成二十年八月二十九日「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定)においては、家計への緊急支援として、特別減税を『平成二十年度内に実施するため、規模・実施方式等については、財源を勘案しつつ、年末の税制抜本改革の議論に併せて引き続き検討すること』としていた。一方、家計への緊急支援としての効果をより迅速に実現し、かつ、低所得者にも広く公平に行き渡らせるためには、減税方式よりも、給付方式

によることがより適切であることから、『生活対策』において、定額給付金を、総額二兆円を限度に、単年度の措置として今年度内に実施することとしたところである。」とされており、「消費を増やす経済効果を有するもの」との文言は見られなかったが、同制度の趣旨が当初に比べて変化したのはなぜか。

七 定額給付金の受給を巡っては、麻生内閣の閣僚十七名中一名が辞退を表明し、麻生総理を含む五名が態度を明確にしていなかったと承知する。辞退を表明していた甘利明行政改革担当大臣は、本年三月二日夜、「内閣の一員として従う。わたしが違うことを言う」と(閣内)不一致になる。閣僚の責務だ」と述べ、一転して受給する旨を表明している。甘利大臣は右の様に、自身が給付金を受け取ることは閣僚としての責務であり、それに反した発言をすると閣内不一致になる旨述べている。しかし、例えば甘利大臣は、本年二月五日の衆議院予算委員会において「辞退をいたしますが、家族にはポケットマネーで定額給付いたします」と、給付金の受給を辞退する旨明確に述べていたが、当時の甘利大臣の発言こそがまさに閣内不一致を表すものであり、定額給付金制度を巡り、既に閣内不一致があったのではないか。麻生総理の見解如何。

八 定額給付金制度について、給付金を受給するか否かを明確にしていなかった閣僚五名のうち、麻生総理と中川昭一前財務大臣を除く与謝野馨財務・金融・経済財政政策担当大臣、森英介法務大臣、二階俊博経済産業大臣の三名の閣僚は、給付金を受給するか否かについて、現時点でどの様な見解を有しているか説明された

九 定額給付金制度の給付金を受給するか否かを

巡り、麻生総理本人はじめ各閣僚の発言が当初から大きく変わったことは、同制度に関し、国民に混乱をもたらし、同制度への信頼を大きく失わせたものと考えてるが、麻生総理として右を認めるか。
右質問する。

内閣衆質一七一第一八〇号
平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出定額給付金制度に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解の変化等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出定額給付金制度に対する麻生太郎内閣総理大臣の見解の変化等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

定額給付金については、「生活対策（平成二十年十月三十日新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）において、「単年度の措置として今年度内に実施することとし、その実施方式等について早急に検討することとされたものであり、特定個人の発案によるものではない。

三について

御指摘の「同年二月二日の自民党役員会で発言した」とされる発言については、そのような発言がなされたという事実はないが、それ以外については、麻生内閣総理大臣が御指摘のような趣旨の発言をしたことは事実である。

四について

定額給付金は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援

として実施するものであり、あわせて、家計に広く給付することにより、消費を増やし景気を下支えする経済効果を有するものとして位置付けている。麻生内閣総理大臣は、当初は、原油が高騰している状況等から、家計への緊急支援としての目的を重視し、定額給付金を受け取らない旨の発言をしていたが、その後、経済情勢が大きく変わり、景気を下支えする経済効果がより一層期待される状況となったことを踏まえ、定額給付金を受け取ることとしたものである。

五について

平成二十一年一月十三日の衆議院財務金融委員会において、佐々木憲昭委員の質問に対し、麻生内閣総理大臣は、「今は高額所得の方々も盛大に使っていたきたいと申し上げておりまして、さもしいと思っていたらそのようなことは申し上げないわけで、私どもとしては、ぜひ高額所得者の方はそれに足して、ぜひ何らかの形で早目に使っていただくというのがよろしいのではないか、それが消費の伸びの支援になる、私自身はそう思っております。」と答弁しているところである。

六について

定額給付金は、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援として実施するものであり、あわせて、家計に広く給付することにより、消費を増やし景気を下支えする経済効果を有するものとして位置付けているものである。このことは、当初から一貫しており、政策目的の変更はないものである。

七について

定額給付金を受け取るかどうかは、最終的には各人の判断によるものであることから、御指

摘の甘利国務大臣の当時の発言について、閣内不一致との御指摘は当たらないものと考えている。

八について

平成二十一年三月三日の閣僚懇談会において、現下の厳しい経済情勢の下で、国民生活を守り、また、日本経済を回復させる観点から、定額給付金を受給して有効に使うべきとの申合せがなされており、お尋ねの三名の閣僚も、定額給付金を受給するとの意向を表明したところである。

九について

定額給付金を受け取るかどうかについては、最終的には各人の判断によるものであり、麻生内閣総理大臣や各閣僚の発言が国民に混乱をもたらし、定額給付金への信頼を失わせたものとは考えていない。

平成二十一年三月三日提出
質問 第一八一号

韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する質問主意書

本年三月三日付の産経新聞に、韓国慶尚北道教育庁が、国定教科書だけでは竹島についての教育は不十分として、我が国固有の領土である竹島は韓国領であるとする教科書「独島」を発刊したと報じる記事（以下、「産経記事」という。）が掲載されている。右を踏まえ、質問する。

一 「独島」の発刊を外務省は承知しているか。

二 「独島」の発刊を最初に承知した政府機関はどこか。

三 在韓国日本国大使館（以下、「大使館」という。）が「独島」の発刊を初めて知ったのはいつか。

四 「大使館」より「独島」の発刊について報告する公電は、外務本省に到着しているか。しているのなら、その日、時、分を明らかにされたい。

五 「大使館」はじめ外務本省は「独島」を入手しているか。

六 「産経記事」によると、慶尚北道教育庁として、「独島」を政府や島根県へ送付することを検討していることであるが、現時点で政府は「独島」の送付を受けているか。

七 「独島」の発刊に関して、中曽根弘文外務大臣に対して報告がなされたのはいつか。

八 七の報告の後、中曽根大臣より何らかの対応をとる旨指示はなされたか。

九 「独島」の発刊に対する外務省の見解如何。

十 「独島」の発刊について、「大使館」または外務本省より韓国側に抗議をしたか。

十一 十で、しているのなら、抗議を行った人物並びに対象となった韓国側の人物の官職氏名、場所、方法等、抗議の詳細を明らかにされたい。

十二 十で、していないのなら、その理由を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一七一第一八一号
平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出韓国慶尚北道教育庁による教科書「独島」の発刊に関する質問に対する答弁書

一から五まで及び七から九までについて

御指摘の教科書に関する報道については、在釜山日本国総領事館が最初に承知し、外務大臣にも報告しているが、政府部内の検討内容等について明らかにすることは、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があることから、差し控えた。

六について

政府部内で確認した範囲では、御指摘の教科書の配布を受けたという事実は確認されなかった。

十から十二までについて

外交上の個別のやり取りについて明らかにすることは、大韓民国との関係もあり差し控えたが、政府としては、大韓民国に対し、累次にわたり竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を申し入れてきており、引き続きこの問題の平和的な解決を図るため粘り強い外交努力を行っていく考えである。

平成二十一年三月三日提出
質問 第一八二号

ミャンマー情勢並びに邦人殺害事件に対する
同国政府の対応についての外務省の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ミャンマー情勢並びに邦人殺害事件に対する
同国政府の対応についての外務省の認識
に関する質問主意書

外務省HPに、「ミャンマー情勢(政治犯の釈

平成二十一年三月十七日 衆議院会議録第十五号

議長長の報告

放」と題する、兒玉和夫外務報道官の談話が本年二月二十二日付で掲載されている。右談話には、「二十日(金曜日)、ミャンマー政府が六千三百十三名の受刑者の釈放を発表し、二十一日から釈放を実施しており、この中には少なくとも政治犯十数名が含まれていると承知しているところ、我が国としては、全体像の把握には暫く時間がかかるものの、これらの動きをミャンマー政府の前向きな動きとして評価します。2. 我が国は、ミャンマー政府が、今後とも政治犯釈放の動きを更に推進するとともに、すべての関係者が参加する形で民主化プロセスを進めることを期待します。」とあるが、本年三月三日時点で、ミャンマーにおける政治犯釈放の全体像を外務省はどの程度把握しているか説明されたい。

二 ミャンマーにおける民主化に対する外務省の見解如何。同国における民主化は、その速度は別として、着実に進展しつつあると認識しているか。

三 一昨年九月、ミャンマーで民主化を求める僧侶や市民のデモをミャンマー軍事政権が鎮圧し、その際にデモの現場にいた日本人ジャーナリストの長井健司さんがミャンマー治安部隊に射殺される事件(以下、「事件」という。)が発生した。その後、我が国の警察当局と外務省が「事件」の調査のため結成したチームが昨年二月十九日にミャンマーに派遣された際、同チームが行った司法解剖結果とビデオ画像の鑑定結果について、発砲は極めて至近距離から行われたものであるとの分析等を示しつつ説明し、ミャンマー側のこれまでの「事件」の見解の修正及び殺害された長井健司さんが所持していたビデオカメラについて更に捜索を行う様求めている

が、本年三月三日時点で、「事件」の真相究明並びにビデオカメラの返還について、ミャンマー政府より何らかの回答は得られているか。

四 ミャンマーにおける民主化の進展は、「事件」の真相究明並びにビデオカメラの返還実現に対して、どの様に作用すると外務省は認識しているか。

五 外務省、ひいては政府として、ミャンマーにおける民主化にどの様な関与、協力をする考えでいるのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七第一八二号

平成二十一年三月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマー情勢並びに邦人殺害事件に対する同国政府の対応についての外務省の認識に関する質問に、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマー情勢並びに邦人殺害事件に対する同国政府の対応についての外務省の認識に関する質問に対する答弁書

一について

本年二月二十日にミャンマー連邦(以下「ミャンマー」という。)政府が六千三百十三名の受刑者の釈放を発表したことに関連し、同年三月三日までに少なくとも三十名の政治犯が釈放されていると承知している。

二及び五について

政府としては、ミャンマー政府がすべての関係者が参加する形で民主化プロセスを進めるこ

とが重要であると考えており、ミャンマー政府が国際社会の声を傾け、民主化に向け積極的に取り組むよう、引き続き働きかけていく考えである。

三について

長井健司氏死亡事件に関連して、先の答弁書(平成二十一年十二月十二日内閣衆質一七〇第三〇五号)一についてでお答えして以降、本年三月三日までに、ミャンマー政府から回答はない。

四について

ミャンマーにおける民主化の進展が、長井健司氏死亡事件の真相究明及びビデオカメラの返還実現に対していかなる影響があるかについて、一概にお答えすることは困難である。

平成二十一年三月三日提出
質問 第一八三号

高速道路無料化の試算の必要性に関する国
省の認識及び試算隠しの実態に関する質問主
意書

提出者 岩國 哲人

高速道路無料化の試算の必要性に関する国
交省の認識及び試算隠しの実態に関する質
問主意書

私は、平成十六年四月九日の国土交通委員会において、石原伸晃国土交通大臣に対し、「昨年平成十五年三月七日」の国土交通委員会において、高速道路を無料化した場合の試算を国土交通省で行って見たらどうか、一割下げたらどう、二割下げたらどうというシミュレーションだけではなく、十割下げたらどうなるかという試算をやってみるべきだ。(中略)あらゆる選択肢を、国民

の、納税者の目線に立つて、そういうシミュレーションぐらい、シンクタンクにでも依頼してちゃんとやらせるべきじゃありませんか。(中略)国土交通省の方でも、一割下げたら、二割下げたら、五割下げたら、思い切って十割下げたらどういうふうになるのかというシミュレーションはやるべきだと思ふし、そのための時間や出費を惜しむべきではないと私は思います。大臣の御答弁をお願いします。」と質問した。

右委員会質問や、私がこれ迄に提出した高速道路無料化に係る試算についての質問主意書及び答弁書に関連して、以下質問する。

一 国土交通省の国土技術政策総合研究所(以下、研究所)が平成十九年十月に財団法人「計量計画研究所」(以下、財団法人)に発注した高速道路料金引き下げに伴う経済効果の試算業務(以下、試算業務)で、高速道路無料化の効果を「二兆六七〇〇億円」と推計する結果(以下、無料化推計結果)が出ていたにもかかわらず、研究所が国交省に提出した報告書からは、無料化に関する記述が削除されていたことが昨月二十日の予算委員会でも判明したが、財団法人が無料化推計結果を出したのはいつか。

また、財団法人が研究所に報告書を提出した期日及び研究所が国交省に報告書を提出した期日はいつか。

二 試算業務に要した費用はいくらであったのか。

三 私らが平成二十年十月八日に提出した質問・第八九号に対する同月十七日付答弁書の「国土交通省においては、お尋ねの二部または特定的高速道路につき無料化した場合の経済効果の試算」及び「無料化にかかわる経費の試算」を行ったことではない。」旨の記述は誤りであったのか。

四 右答弁書において、「道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号。以下「法」という。)第三条第一項の国土交通大臣の許可を受けて新設され、又は改築された高速道路(高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二条第二項に規定する高速道路をいう。以下同じ。)の料金を変更しようとするときは、会社は、法第三条第六項の規定により、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされており、お尋ねの「料金引き下げ」については、会社において具体的に検討されるべきものであると認識している。」旨の記載があるが、試算業務の発注は会社における具体的検討を経て、国交省を経由してなされたものであるのか。

また、国土交通省国土技術政策総合研究所(以下「国総研」という。)が、計量研に委託した高速道路料金割引社会実験効果推計調査検討業務(以下「調査検討業務」という。)の成果物の提出を受けたのは、平成二十年四月九日である。なお、調査検討業務については、報告書として国総研から国土交通省の関係部局に提出することとはなっていない。

内閣衆質一七一第一八三号
平成二十一年三月十三日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路無料化の試算の必要性に関する国交省の認識及び試算隠しの実態に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出高速道路無料化の試算の必要性に関する国交省の認識及び試算隠しの実態に関する質問に対する答弁書

一 について
お尋ねの「結果を出したの意味するところが必ずしも明らかではないが、財団法人計量計画研究所(以下「計量研」という。)からは、高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第二

条第二項に規定する高速道路の料金(道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二条第五項に規定する料金をいう。)の無料化による便益を推計した日付は特定できないと聞いています。

また、国土交通省国土技術政策総合研究所(以下「国総研」という。)が、計量研に委託した高速道路料金割引社会実験効果推計調査検討業務(以下「調査検討業務」という。)の成果物の提出を受けたのは、平成二十年四月九日である。

なお、調査検討業務については、報告書として国総研から国土交通省の関係部局に提出することとはなっていない。

二 について

お尋ねの「試算業務に要した費用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国総研が計量研に発注した調査検討業務に係る支払金額は、六千二百十六万円(消費税等を含む。)である。

三 について

御指摘の「記述」については、前回答弁書(平成二十一年三月十日内閣衆質一七一第一六七号)二についてで述べたとおりであり、「誤りであった」とは考えていない。

四 について

調査検討業務は、国総研がその研究活動の一環として発注したものであり、お尋ねの「会社における具体的検討を経て発注したものである」という必要があったとは考えていない。

平成二十一年三月四日提出
質問 第一八四号
政府代表に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

政府代表に関する再質問主意書
「前回答弁書(内閣衆質一七一第一四七号)を踏まえ、再質問する。

一 現在、政府代表の任に就いている者を全て挙げられたい。

二 「前回答弁書」では、政府代表の定義並びに法的根拠について「国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第十一号に規定されており、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第二条第三項において、『日本国政府を代表して、特定の目的をもつて外国政府と交渉し、又は国際会議若しくは国際機関に参加し、若しくはこれにおいて行動する権限を付与された者をいう』と規定されている。」としているが、一の現在政府代表の任に就いている者は、それぞれの様な、右答弁で言う「特定の目的」を負っているのか説明されたい。

三 二の答弁で言う「特定の目的」とは、内閣総理大臣から直接課せられるものか。

四 一の者が現在負っている二の「特定の目的」は、総理大臣から直接課せられたものか。

五 前回質問主意書で、政府代表は総理大臣の特命を受けるものと承知するが、その特命の内容を外務大臣に対して秘匿できる立場にあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「御指摘の『特命』の意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。」との答弁がなされている。当方の言う特命とは、まさに二の答弁で言う「特定の目的」のことである。

政府代表の任に就いている者が総理大臣より直接「特定の目的」を課せられた場合、それに関する内容を外務大臣に対して秘匿することは可能か、再度質問する。

右質問する。

内閣衆質一七一第一八四号

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出政府代表に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十一年三月九日現在、今村弘二、宮原正典、明石康、石川賢廣、長島大四郎、駒野欽一、松浦博司、美根慶樹、由良英雄、須田明夫、横田淳、北川慎介、今井正、渋谷實、岩谷滋雄、小原雅博、高原寿一、片岡進、石川浩司、石川和秀、松山良一、山本忠通、塚本弘、中前明、馬場誠治、北島信一、山下潤、藤岡博、安藤裕康、谷内正太郎、梅本和義、岩田達明、青木豊及び与謝野馨である。

二について

一についてでお答えした者のうち、日本国政府を代表して、特定の目的をもって外国政府と交渉するための日本政府代表を命ぜられている者は、(一)明石康、(二)今井正、(三)谷内正太郎であり、それぞれ、(一)スリ・ランカの平和構築並びに復旧及び復興に関し、関係国政府等と交渉するための、(二)在沖縄米軍の諸活動等に関する在沖縄米軍との交渉を行い、及びこれに関連するアメリカ合衆国政府との交渉に参加するための、(三)当面の重要な外交問題に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表を命ぜられている。

三から五までについて

御指摘の「内閣総理大臣から直接課せられ」の

意味するところが明らかではないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

平成二十一年三月四日提出
質問 第一八五号

最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 宗男

最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」(内閣衆質一七一第一三七号)を踏まえ、再度質問する。

一 最高裁判所長官、判事の最高裁判所裁判官(以下、「最高裁判官」という。)に対し衆議院議員総選挙の際に行われる国民審査(以下、「国民審査」という。)について、「前回答弁書」では「国民審査は、内閣の意思に基づき、既に天皇又は内閣によって任命された最高裁判所裁判官を罷免すべきかを国民が決定する制度であるから、最高裁判所裁判官がその職責にふさわしい者であるか否かについて国民が判断するに当たっては、都道府県の選挙管理委員会が発行する審査公報による基本的な情報のほか、国民が普段から目にする最高裁判所の裁判官や裁判に関する日頃の報道等も併せて判断材料とされるものと考えている。」との答弁がなされている。しかし、「国民が普段から目にする最高裁判所の裁判官や裁判に関する日頃の報道等」は決して多いものとは言えず、例えその様な報道等があったとしても、それが「最高裁判官」を罷免すべきか否かを決定しうる情報とは到底なり得ないと考えるが、総務省の見解如何。

二 「前回答弁書」では「従来より、衆議院議員総

選挙と併せ、その啓発を行ってきたところであり、国民にも広く認識されているものと考えている。」との答弁がなされている。確かに国民審査という制度そのものは広く国民に知られていると思料するが、当方が問うているのは「国民審査」が実質的な効果を有しているかという点である。「国民審査」が、真に我が国の司法の最高機関を構成する「最高裁判官」の適性を国民が判断する機会となり得ているか。現時点で、国民は「国民審査」について、用紙に氏名が書き込まれている「最高裁判官」に×をつけるか、そのままにしておくという、良くわからないが衆議院議員総選挙と同時にに行われるものという認識しか有していないのではないか。国民にとって、現行の「国民審査」は形骸化したものでしかないのではないか。総務省の見解如何。

三 「国民審査」を真に国民が「最高裁判官」の適性を判断する機会とするためにも、更には、我が国の司法の最高機関である最高裁判所に対する国民の理解を深め、その地位をより高めるためにも、経歴放送等の方法により、より国民に「最高裁判官」についての情報を提供すること、総務省として検討すべきではないのか。

内閣衆質一七一第一八五号

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出最高裁判所裁判官に対する国民審査に関する第三回質問に対する答弁書

一及び三について

最高裁判所裁判官国民審査(以下「国民審査」という。)については、都道府県の選挙管理委員会が発行する審査公報による基本的な情報のほか、国民が普段から目にする最高裁判所の裁判官や裁判に関する日頃の報道等も併せて判断材料とされることにより、最高裁判所裁判官がその職責にふさわしい者であるか否かについて適切に判断されているものと考えている。

このようなことから、現時点において、総務省として、御指摘の「経歴放送等の方法により、より国民に「最高裁判官」についての情報を提供すること」について具体的な検討を行うことは考えていない。

二について

国民審査については、従来より、その意義、目的等についても啓発を行ってきたところであり、その趣旨は国民にも広く認識されているものと考えており、「現行の「国民審査」は形骸化したものでしかないのではないか」との御指摘は当たらないものと考えている。

平成二十一年三月四日提出
質問 第一八六号

国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用の返還状況に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用の返還状況に関する再質問主意書
国土交通省の所管法人であり、道路特定財源か

らの支出がなされている財団法人公共用地補償機構を含む二十三の道路関係公益法人(以下、「道路関係公益法人」という。)が、職員個々人の負担はほとんどなく、費用の大部分を「道路関係公益法人」が負うという、社会通念から大きく外れた形で職員旅行を行っていたことにつき、国交省内に設けられた道路関係業務の執行のあり方改革本部において昨年四月十七日に取りまとめられた最終報告書では、同月十八日付で二〇〇三年度から二〇〇七年度の五年間に行った職員旅行費用のうち、法人負担分が五割を超えている場合は、旅行費用総額から法人負担分を差し引いた額を寄付という形で自主的に国庫に返還することを求めている。〔前回答弁書(内閣衆質一七一第一四四号)によると、「道路関係公益法人」のうち国への寄付義務を負う十六法人の中で、財団法人建設物価調査会はじめ十二法人が既に寄付を終えており、残り四法人についても、本年度中に寄付を行うべく必要な手続きを実施しているとのことである。右を踏まえ、再質問する。

一 十二法人はいづつ国への寄付を行ったのか、その日にちをそれぞれ明らかにされたい。

二 十二法人はそれぞれの額の寄付を行ったのか、その金額をそれぞれ明らかにされたい。

三 昨年六月十日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六九第四五七号)では、「道路関係公益法人」から国へ寄付という形で返還された職員旅行費用について「当該返還された費用については国への寄附等を実施し真に公益的な目的に活用するよう要請することとしたものである。」「道路関係公益法人から国へ寄附された場合、その収入は、特定の使途に充てられるものではなく、政府が適切に作成し、国会の審議及び議決を経た予算に従って、国の各般の需要を充たすために活用されることとなる。」との説明がなされているが、二の金員に対して今後どのような取り扱いがなされるのか説明されたい。

四 十二法人を除く四法人は、国への寄付を行うために必要な手続きを実施しているとのことであるが、右の手続きとは具体的にどのようなものか説明されたい。

五 「道路関係公益法人」の職員旅行費用にかかる問題については、昨年六月二十日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六九第五二二号)で「国土交通省に設置した道路関係業務の執行のあり方改革本部が平成二十年四月十七日に取りまとめた最終報告書(以下単に「最終報告書」という。)においては、道路関係業務に関して国民の厳しい目が注がれていることから、平成十八年度に道路整備特別会計から一件当たり五百万円以上の支出があった国土交通省所管の五十の公益法人(以下「五十法人」という。)のうち、平成二十年年度から社会資本整備事業特別会計道路整備勘定からの支出を取りやめる十五法人を除いた三十五法人を対象として、従来の公益法人に対する指導に比べて特に厳しい措置を求めることとしたところである。このような考えから、最終報告書においては、前回答弁書(平成二十年六月十日内閣衆質一六九第四五七号)五について述べた二十三法人のうち、平成二十年年度から社会資本整備事業特別会計道路整備勘定からの支出を取りやめる七法人を除いた十六法人に対して、平成十五年年度から平成十九年度までの過去五年間の職員旅行に係る費用のうち法人負担分が五割を超える額については役員及び管理職が法人に自主的に返還し、当該返還された費用については国への寄附等を実施し真に公益的な目的に活用するよう要請することとしたものである。」との答弁がされている様に、職員個人の負担がほとんどないままに職員旅行を行

行っておきながら、本年度から社会資本整備事業特別会計道路整備勘定からの支出を取りやめた法人が返還対象から外される等、国交省の対応に甘さがあつたことは否めないと考える。今後同様の国民の税金の無駄遣いを防ぐため、国交省としてどのような対策をとっていく考えているのか説明されたい。

右質問する。

内閣衆質一七一第一八六号
平成二十一年三月十三日
内閣総理大臣 麻生 太郎
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用の返還状況に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出国土交通省所管の財団法人における職員旅行費用の返還状況に関する再質問に対する答弁書

一及び二について
御指摘の十二法人が国への寄附等を実施した年月日及びその金額は、各法人ごとにそれぞれ次のとおりである。

① 財団法人建設物価調査会 平成二十年十二月二十六日 約百六十三万円
② 財団法人公共用地補償機構 平成二十年十二月二十四日 千五百万円
③ 財団法人交通事故総合分析センター 平成二十一年一月七日 約六十四万円
④ 財団法人先端建設技術センター 平成二十年十二月二十六日 約五百十万円
⑤ 財団法人道路新産業開発機構 平成二十一年二月二日 約五百七十万円

⑥ 社団法人九州建設弘済会 平成二十一年一月九日 約八十万円
⑦ 社団法人九州地方計画協会 平成二十一年一月九日 約百八十九万円
⑧ 社団法人近畿建設協会 平成二十一年二月五日 約三千三百三十八万円
⑨ 社団法人四国建設弘済会 平成二十一年一月九日 約〇・三万円
⑩ 社団法人中国建設弘済会 平成二十一年一月九日 約千二十一万円
⑪ 社団法人中部建設協会 平成二十一年一月五日 約千八百八十八万円
⑫ 社団法人日本建設機械化協会 平成二十年十二月二十五日 約五十五万円

三について
御指摘の「金員」については、国の予算等に従って、各般の需要を充たすために活用されることとなる。

四について
御指摘の四法人においては、国への寄附を行うため、国土交通大臣に対して寄附金額等を明らかにして寄附を申し立てる等の手続を実施するものである。

五について
国土交通省としては、同省に設置した道路関係業務の執行のあり方改革本部が平成二十年四月十七日に取りまとめた最終報告書を踏まえた取組を着実に実施してまいりたい。

平成二十一年三月五日提出
質問 第一八七号
「在沖米海兵隊のグラム移転に係る協定」に関する質問主意書
提出者 照屋 寛徳

「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」に関する質問主意書

二〇〇九年二月十七日、ヒラリー・ロダム・クリントン米國務長官と中曾根弘文外務大臣は、いわゆる「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」に署名した。その上で、政府は去る二月二十四日、同協定締結の承認を求めて国会に提出することを閣議決定している。

日米両政府が同協定に署名したのは、二〇〇六年五月一日の日米安全保障協議委員会（以下、「ロードマップ」という）に記載された政治合意の効力を強化し、国家間の合意へと引き上げる目的だと言われている。一方で、現在の日本の政治情勢が不安定であり、自民党・公明党による麻生政権が崩壊寸前にある中、万一政権交代が起きても、日米両政府によって米軍再編に伴う在沖米海兵隊のグアム移転を確実に実現するための費用負担確保が、同協定締結の真の狙いとも言われている。

同協定は、在沖米軍基地の機能強化が加速度的に進む状況において、沖縄県民の民意を無視して名護市辺野古への新基地建設を図ろうとするものであり、断じて容認できない。また、国民の多額の血税を使って、米軍のグアム移転費用を肩代わりすることも許されるものではない。

以下、質問する。

一 政府が米国との間で「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」を締結する目的と理由を具体的に示されたい。

二 二〇〇六年五月一日合意の「ロードマップ」は、いかなる政治的・法的拘束力を有する文書か。すなわち、「ロードマップ」は日米両政府における国家間の合意文書か。それとも、日米安

全保障協議委員会における関係閣僚レベルの合意を表す政治合意文書か。「ロードマップ」がいかなる国際的・国内的な法的拘束力を有する文書であるのかを明らかにした上で、政府の見解を示されたい。

三 「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」は、憲法第九十八条に規定する「条約」に該当するものか。また、同協定の発効によって、日本の国内法である環境影響評価法や公有水面埋立法等に何らかの法的な影響を及ぼすものか、政府の見解を明らかにされたい。

四 政府は、「条約」と「行政協定」の定義、及び国際的・国内的な法的拘束力の違いをどのように認識しているのか見解を示されたい。その上で、「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」は「条約」「行政協定」のいずれに該当すると考えるか明らかにされたい。

五 「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」第十一条に関して、米国政府は国内法上、米連邦上院議会の三分の二の承認を必要とする「条約」として、同協定に署名しているのかを明らかにされたい。そうでない場合、同協定に関する日米交渉において、政府として米国政府に対し、米連邦上院議会の三分の二の合意を必要とする「条約」として同協定を締結するように要求した事実があるのか明らかにされたい。

六 「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」第九條二項（二）に規定する「ロードマップ」に記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展があること」が、同協定第二条に規定する「グアムにおける施設及び基盤を整備する米国政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置」の条件となっている。係る第九條二項（二）の「具体

的な進展」とはどのような状態を指すのか、事業進捗状況でいうどの段階を想定しているのか、政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆質一七一第一八七号

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員照屋寛徳君提出「在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定」に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖縄からグアムへの移転を確実なものとし、沖縄県の負担の軽減を図るためには、当該移転のための事業（以下「本件事業」という。）の実施に必要となる我が国政府から米国政府に対する資金の提供を含む日米双方がとる措置を法的に定めるとともに、当該資金についての米国政府による適正な使用・管理等を確保することを内容とする第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「本協定」という。）を締結することが必要であると考

二について

日米安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」

という。）は、平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の合意において、兵力態勢の再編の最終的な取りまとめとして、日米両政府の関係閣僚が承認した日米両政府の意図を表明する文書であり、法的拘束力を有する文書ではない。

三について

政府としては、本協定は、日本国憲法第九十八条第二項にいう条約に該当するものと解している。一方、お尋ねの「何らかの法的な影響を及ぼす」との趣旨が必ずしも明らかではないが、本協定は、本件事業の実施の在り方について規定したものであり、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）等の我が国の国内法の個々具体的な規定に直接触れるようなものではない。

四について

お尋ねの「条約」及び「行政協定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国際法上、一般に、条約とは、国等の国際法上の主体の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意（名称のいかんを問わない。）をいうと承知している。本協定は、このような意味における国際的な合意のうち、昭和四十九年二月二十日の衆議院外務委員会において大平外務大臣（当時）から明らかにした政府の見解に基づくところの国会の承認を経るべき条約に該当するものである。

五について

米国政府は、本協定を米国議会の承認を必要としないものとして締結する考えであると承知している。政府として、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、米国との関係もあり、差し控えたい。

六について

お尋ねの「具体的な進展」は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けた特定の措置等を意味するものではなく、様々な要素を総合的に勘案して判断されるべきものであると考えている。

平成二十一年三月五日提出
質問 第一八八号

国立感染症研究所村山庁舎のBSL-4施設の稼動に関する質問主意書

提出者 加藤 公一

国立感染症研究所村山庁舎のBSL-4施設の稼動に関する質問主意書

近年、SARS（重症急性呼吸器症候群）や鳥インフルエンザなどの新興感染症がわが国周辺にて発生したことを契機として、現在治療法が確立されていない病原体を取り扱う実験施設（以下、「BSL-4施設」と呼ぶ）等の研究環境の整備を求める声が聞かれる。このような実験施設は、天然痘やエボラウイルスのようなBSL-4の病原体を取り扱うことから、市街地からなるべく離れた場所に設置することが望ましい。いかに高性能のフィルターを通して、研究施設内のエアロゾル（空气中に浮遊する微小な粒子）が周囲に漏れる確率をゼロにすることは不可能であるし、想定外の自然災害で倒壊したり、テロ攻撃等の標的になったりする危険性も十分にあるからである。

この点、国立感染症研究所の村山庁舎は、住宅地の中に位置し、小学校や養護学校に隣接していることから、BSL-4の病原体を扱う研究を行うには相応しくない。国としても、すでにこの点については認識しており、「周辺住民の合意がなければ村山庁舎は稼動させない」との方針が確立

しているところである（平成一八年二月一〇日衆議院予算委員会における川崎厚生労働大臣の発言、および平成一八年一月一〇日衆議院厚生労働委員会「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」）。

ところが、平成一八年以降、「BSL-4施設の稼動、建設の実現に向けての提言」を行うことを目的として、国立感染症研究所ウイルス第一部長を主任研究者として、「高度安全実験（BSL-4）施設を必要とする新興感染症対策に関する調査研究」（以下、「BSL-4研究」と呼ぶ）が行われている。そして、その報告を受けて、内閣府総合科学技術会議ライフサイエンスPTの会合においても、既存のBSL-4施設である村山庁舎の稼動はあたかも当然であるかのような主張が聞かれる。

そこで、これらの事実を受け、以下、質問する。

一 村山庁舎の稼動を前提とするBSL-4研究は、「周辺住民の合意なしに村山庁舎を稼動させない」という国の約束が破棄されるのではないかと不安を住民の間に引き起こしている。

BSL-4研究の提言の如何にかかわらず、政府は今後も周辺住民の合意がなければ村山庁舎を稼動させないとの方針を堅持すると理解してよい。

二 昭和五六年に建設された村山庁舎のBSL-4施設は、現在までBSL-4施設として使用されることなく、その設備は、現在も二八年前のままである。海外の例を見ても一五年程度で施設の更新を行うことが通例であるところ、村山庁舎のBSL-4施設は現状では稼動に耐えられない状態であると推測されるが、この点につき政府の認識を明らかにされたい。

三 村山庁舎のBSL-4施設が「不適切な立地」という克服しえない問題点をかかえる以上、その稼動にこだわり続けることはかえってわが国の感染症研究の進展の妨げとなる。わが国の感染症対策を前に進めるためにも、安全な地域にBSL-4施設を新設しそれを活用するという方針に転換すべきだと考えるが、政府の見解はどうか。

右質問する。

内閣衆質一七一第一八八号
平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員加藤公一君提出国立感染症研究所村山庁舎のBSL-4施設の稼動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員加藤公一君提出国立感染症研究所村山庁舎のBSL-4施設の稼動に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のBSL-4施設の稼動については、

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成十八年十一月十日衆議院厚生労働委員会）において、「感染症に関する研究を推進し、一類感染症等の国内発生や生物テロなどの緊急時に備えるため、周辺への安全配慮の下、P4施設を確保し、稼働させること。」とされており、この趣旨も踏まえ、引き続き、周辺住民の理解が得られるよう最大限の努力をしてまいりたい。

二及び三について

御指摘のBSL-4施設については、BS

SL-4よりも危険性の低い病原体を対象とした研究に使用するとともに、BSL-4施設として使用可能な状態に保つための改修等を行ってきているところ、現状においても稼動可能であり、厚生労働省としては、新たな施設を建設することは考えていない。

平成二十一年三月五日提出
質問 第一八九号

中国による在沖縄総領事館開設の打診に対する外務省の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

中国による在沖縄総領事館開設の打診に対する外務省の対応に関する質問主意書

本年三月三日付の読売新聞に、中国政府が昨年未、沖縄県に総領事館を開設したい旨、非公式に政府に伝えていたことがわかったと報じる記事が掲載されている。右記事（以下、「読売記事」という。）を踏まえ、以下質問する。

一 我が国並びに東アジア地域の安全保障上、沖縄県が果たしている役割に対する外務省の見解如何。

二 「読売記事」にある様に、中国政府から沖縄県に総領事館を開設したいとの打診があったというのは事実か。

三 「読売記事」には「沖縄には在日米軍基地が集中しているため、日本側は安全保障上の理由で難色を示し、中国は最終的に撤回したという。」「沖縄は日本や東アジア地域の安全保障上の重要拠点で、中国が領有権を主張する尖閣諸島にも近い。中国政府の艦船による尖閣諸島周辺の領海侵犯事件もたびたび起きている。このため、『総領事館に中国軍関係者や情報機関の人間が常駐すれば、米軍や尖閣諸島を監視す

る前線基地になる懸念が生じる(政府筋)などとして、日本は中国側の打診に難色を示した。」とあるが、右記述は事実か。
右質問する。

内閣衆質一七一第一八九号

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出中国による在沖縄総領事館開設の打診に対する外務省の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出中国による在沖縄総領事館開設の打診に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書

一について

アジア太平洋地域においては、冷戦終結後も依然として不安定で不確実な状況が存在している。我が国は、自らの防衛力のみでは、自国の安全が脅かされるようなあらゆる事態には対処できない以上、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号)を引き続き堅持し、その抑止力の下で我が国の安全を確保することが必要であると考えている。

沖縄においては、自衛隊が我が国を防衛する任務に当たるとともに、アメリカ合衆国軍隊が駐留し、その抑止力を通じて我が国及び極東の平和と安全の維持に寄与していると認識している。

二及び三について

日本国政府と中華人民共和国政府との間で御指摘の記事にあるようなやり取りが行われたとの事実はない。

平成二十一年三月五日提出
質問 第一九〇号

フランスの教科書における竹島の表記変更に係る外務省の対応等についての同省の説明等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

フランスの教科書における竹島の表記変更に係る外務省の対応等についての同省の説明等に関する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七一第一四三号)を踏まえ、質問する。

一 我が国が抱える領土問題の一つである竹島に
関し、フランスの出版社「アティエ」が中学生向け歴史教科書(以下、「教科書」という。)の次回の改訂版において、竹島の地図表記を独島と改める意向を示していることにつき、これまでの答弁書では、在大韓民国日本国大使館(以下、「在韓国大使館」という。)が「教科書」の表記変更を最初に察知したことが明らかにされている。

先の質問主意書で、「教科書」の表記変更を最初に察知した「在韓国大使館」より、中曽根弘文外務大臣に対する報告はいつ行われ、またその報告の後、中曽根大臣よりどのような指示が下されたか、中曽根大臣から下された指示内容はじめ、政府部内での検討内容等について明らかにすること、事務の遂行に支障を来すというのなら、「在韓国大使館」よりいつ中曽根大臣に報告がなされたのか、右一点のみ明らかにされたいと問うたところ、「政府答弁書」でも「今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされ、何ら事実関係が明らかにされていない。中曽根大臣に対する「教科書」の表記変更に関する報告はいつ行われたか、また右の報告を受けてから中曽根大臣よりどのような指示が下されたか、なぜ右の点を明らかにすることが「今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるのか。当方としては、その論理的連関性が理解できないところ、外務省がその様に考える論理を説明されたい。」

二 中曽根大臣は「教科書」の表記変更を承知しているか。

三 先の質問主意書で、在フランス日本国大使館(以下、「在フランス大使館」という。)が「教科書」の表記変更を最初に知ったのはいつか、また、それをどの様にして知ったかと問うたが、「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。外務省が右の点を明らかにしないのはなぜか。

四 「在フランス大使館」は、「在韓国大使館」より連絡を受けて「教科書」の表記変更を察知したのか。

五 先の質問主意書で、「在フランス大使館」が最初に「教科書」の表記変更を察知できなかったのはなぜかと問うたが、「政府答弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。外務省が右の点を明らかにしないのはなぜか。

六 これまでの答弁書で外務省が「外務省においては、竹島に関する不適切な表記等の確認に努めてきている」としていることにつき、先の質問主意書で右の「竹島に関する不適切な表記等」が見つかった事例はあるか、あるのなら、直近の事例三件を挙げ、それらに対して外務省がどのような対応をとったのか、詳細に説明されたいと問うたところ、「政府答弁書」では「お尋ねの『直近の事例三件』については、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり、お答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされているが、なぜ具体的な事例を明らかにすることが「今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるのか。当方としては、その論理的連関性が理解できないところ、外務省がその様に考える論理を説明されたい。」

七 例えば昨年一月四日に提出した質問主意書(質問第三七三三号)において、米国オレゴン州が公式に開設している自動車運転免許取得方法を記載したH Pの韓国語版に、「独島(竹島)は韓国領土」と記された車のイラストなどが掲載されていたことを取り上げ、外務省も同月十五日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第三七三三号)で、右の問題に対する同省の対応等について説明している。右の問題は、まさに六の「竹島に関する不適切な表記等」の具体的事例の一つであると考えるが、なぜ外務省は先の質問主意書における当方の質問に対して、「政府答弁書」において右の問題を挙げなかったのか。

右質問する。

内閣衆質一七一第一九〇号

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る外務省の対応等についての同省の説明等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る外務省の対応等についての同省の説明等に関する質問に対する答弁書

一及び六について

政府部内の連絡体制や検討内容等の一つについて明らかにすることは、竹島の領有権の問題

に關する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるため、差し控えたものである。

二について

先の答弁書(平成二十一年一月九日内閣衆質一七〇第三六九号)一及び十二についてでお答えしたとおりである。

三及び五について

先の答弁書(平成二十一年三月三日内閣衆質一七一第一四三号)一から三まで及び五についてでお答えしたとおりである。

四について

お尋ねについては、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があり、お答えを差し控えたい。

七について

御指摘のイラスト等の掲載は、竹島に関する不適切な表記等に当たるものと考えているが、先の質問主意書(平成二十一年二月二十日提出質問第一四三三号)七でお尋ねの「直近の事例三件」には該当しないためである。

平成二十一年三月五日提出
質問 第一九一号

二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力並びにそれに係る国民への説明に關する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力並びにそれに係る国民への説明に關する質問主意書

「政府答弁書」(内閣衆質一七一第一四九号)を踏まえ、質問する。

一 過去に島根県による「竹島の日」を記念する式典(以下、「式典」という。)が行われ、本年も二月二十二日曜日、第四回目となる「式典」が島根県松江市で行われたが、本年の「式典」も、例年同様政府は欠席している。先の質問主意書でその理由を問うたところ、「政府答弁書」では「諸般の事情から、欠席したものである。」との答弁がなされている。右の「諸般の事情」とは具体的に何か説明されたい。

二 先の質問主意書で、本年の「式典」に、政府として外務大臣等、然るべき大臣または政府職員による祝電等のメッセージを送付したかと問うたところ、「政府答弁書」では「政府部内で確認した範囲では、お尋ねのような祝電等を送ったとの記録は確認できなかった。」との答弁がなされているが、右答弁は、①政府として本年の「式典」に外務大臣等、然るべき大臣または政府職員による祝電等のメッセージを送付する方針はあったが、実際に送付されているかどうかを確認できる記録が見つからなかった、②政府として本年の「式典」に外務大臣等、然るべき大臣または政府職員による祝電等のメッセージを送付する方針はそもそもなかったのどちらを指しているのか説明されたい。

三 二で、②を指しているのなら、なぜ政府として祝電等のメッセージを送付しなかったのか、その理由を説明されたい。

四 先の質問主意書で、竹島問題については、昨年二月、外務省が「竹島問題を理解するための十のポイント」を作成し、また、同年七月には、中学校学習指導要領解説書に初めて竹島についての記述がなされる等、政府の取組もようやく本格化し、国内世論もかつてない盛り上がりを見せつつあるのではないかと問うたが、

「政府答弁書」では何の回答もなされていないところ、再度政府の見解を問う。

五 先の質問主意書で、本年の「式典」に政府職員が欠席し、また政府より祝電等のメッセージを送っていないことは、竹島問題についての国内世論の盛り上がりにより水を差し、大いに冷やしてしまうことになるのではないかと問うたところ、「政府答弁書」では「政府としては、竹島の領有権の問題に關する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策を不断に検討しつつ、必要な施策を実施してきており、水を差し、竹島問題解決に向けた国内世論を大いに冷やしてしまう」との御指摘は当たらないものと考えている。」との答弁がなされている。では、右答弁にある「必要な施策」とは、一体どのようなものなのか、具体的に説明されたか。

六 政府が「式典」の案内を受けておきながら欠席を続け、また外務大臣等、然るべき大臣または政府職員による祝電等のメッセージも送付していない理由について、国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民に対して、十分な説明を行ってきたか。

七 政府が「式典」の案内を受けておきながら欠席を続け、また外務大臣等、然るべき大臣または政府職員による祝電等のメッセージも送付していない理由について、国民、特に竹島問題原点の地である島根県の県民から、十分な理解は得られているか。

八 政府が「式典」の案内を受けておきながら欠席を続け、また外務大臣等、然るべき大臣または政府職員による祝電等のメッセージも送付していないことに対して、島根県民は相当の不满を抱き、また竹島問題に対する政府の姿勢に大き

な疑問を感じているものと思料するが、政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一七一第一九二号

平成二十一年三月十三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力並びにそれに係る国民への説明に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する政府の関与、協力並びにそれに係る国民への説明に關する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成十八年三月十五日の衆議院外務委員会において麻生外務大臣(当時)が答弁したとおりである。

二及び三について

お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、政府部内で確認した範囲では、お尋ねのような祝電等を送ったとの記録は確認できなかったものである。

四及び六から八までについて

「国内世論もかつてない盛り上がりを見せつつある」かどうかについて一概にお答えすることは困難であるが、先の答弁書(平成二十一年三月三日内閣衆質一七一第一四九号)三及び四についてでお答えしたとおり、政府としては、竹島の領有権の問題に關する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で有効な方策

を不断に検討しつつ、必要な施策を実施してきており、今後とも国民の理解を得るよう努めてまいりたい。

五について
先の答弁書(平成二十年四月八日内閣衆質一六九第二三八号)四から八までについてで答えたのとおりである。

第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案

右の議案を提出する。
平成二十一年三月十六日

提出者
森 喜朗 保利 耕輔
遠藤 利明 羽田 孜
太田 昭宏 亀井 静香
賛成者
愛知 和男外五十二名

第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議

我が国において、一九六四年の東京オリンピック以来となるオリンピック夏季競技大会を開催することは、国際親善とスポーツ振興にとって極めて意義深いものである。
衆議院は、来る二〇一六年の第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会を東京都に招致するため、その招致活動を強力に推進するとともに、その準備態勢を整備すべきものと認める。
右決議する。

平成二十一年三月十七日 衆議院会議録第十五号

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成二十一年一月二十七日
内閣総理大臣 麻生 太郎

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由

成田国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、成田国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長しようとする

るもので、その内容は次のとおりである。

1 有効期限の延長
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。

2 施行期日
この法律は、公布の日から施行すること。
二 議案の可決理由
空港周辺地域整備計画に基づく整備事業のうち道路事業等は、法律の有効期限内に完了することができない見込みであること及び新たな事業を空港周辺地域整備計画に追加する必要があることにかんがみ、法律の有効期限を延長しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費
平成二十一年度から平成二十五年度までの五年間で約十五億円の見込みである。
右報告する。
平成二十一年三月十三日
総務委員長 赤松 正雄
衆議院議長 河野 洋平殿

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成二十一年一月二十三日
内閣総理大臣 麻生 太郎

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律
第一条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十

九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条の十二」を「第六条の十三」に改める。
第一条中「名瀬市」を「奄美市」に改める。
第二条第二項中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(以下単に「特定非営利活動法人」という。)その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項
第二条第二項中第十二号を第十三号とし、第十三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。
三 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項
第二条第四項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

第三条第二項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。
十四 奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項
第三条第二項中第十一号を第十二号とし、第十二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

二 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項

第三十一回オリンピック競技大会及び第十五回パラリンピック競技大会東京招致に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

第三条第四項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

第六条の十二中「奄美群島内において製造の事業、観光関連農林水産物販売業（奄美群島において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に奄美群島以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下この条において同じ。）若しくは旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置（製造の事業又は観光関連農林水産物販売業の用に供するものに限る。）若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは奄美群島内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした」を「次に掲げる措置を講じた」に、「個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業」を「第二号に規定する事業」に改め、同条に次の各号を加える。

一 奄美群島内において次に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置（亦に掲げる事業の用に供するものを除く。）若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さないこと。

イ 製造の事業

ロ 有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であつて総務省令で定めるものを行う業種をいう。）に属する事業ハ ロに規定する業種以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の総務省令で定める事業

二 奄美群島内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に奄美群島以外の地域の者に販売することを目的とする事業ホ 旅館業（下宿営業を除く。）

二 奄美群島内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さないこと。

三 前二号に規定する者について、これらの規定に規定する地方税に係る不均一の課税をすること。

第二章中第六条の十二を第六条の十三とする。

第六条の十一の見出し中「育成」の下に「並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保」を加え、同条中「育成」の下に「並びに島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における緊密な連携及び協力の確保」を加え、同条を第六条の十二とする。第六条の十を第六条の十一とし、第六条の六

から第六条の九までを一条ずつ繰り下げ、第六条の五の次に次の一条を加える。

（就業の促進）

第六条の六 国及び地方公共団体は、奄美群島の住民及び奄美群島へ移住しようとする者の奄美群島における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

第十六条（見出しを含む。）中「役員」を「理事長及び理事」に改める。

第二十六条第一項中「四年六月」を「五年」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基金の通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最初の事業年度の通則法第三十一条第一項に規定する年度計画に係る同項の規定の適用については、同項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

附則第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附則第二項中「平成二十年度」を「平成二十五年」に、「及び第三十四条」を「第三十四条及び第六十一条の六第三項」に改める。

附則第三項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

第二条 奄美群島振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から

第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十一条第二項を削る。

第二十三条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附則第二項中「業務の実績に関する評価並びに」及び「第三十二条及び」を削り、「第三十三条、第三十四条」を「第三十二条から第三十四条の二まで、第三十五条の二」に改める。

（小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正）

第三条 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下単に「特定非営利活動法人」という。）その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項第三条第四項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

第四条第二項中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項

第四条第三項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

第十三条の七の見出し中「育成」の下に「並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保」を加え、同条中「育成」の下に「並びに小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における緊密な連

携及び協力の確保」を加える。

附則第二項本文中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第六項中「平成二十一年分」を「平成二十六年分」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第三條中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第五條から第七條までの規定 公布の日

二 第一条中奄美群島振興開発特別措置法第十六條(見出しを含む。)の改正規定及び同法附則第二項の改正規定(及び第三十四條)を「第三十四條及び第六十一條の六第三項」に改める部分に限る。(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第三 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

三 第二条の規定 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日

(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の奄美群島振興開発特別措置法第三條第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で平成二十一年度以降に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものは、第一条の規定による改正後の奄美群島振興開発特別措置法(以下この条において

「新奄美法」という。)第三條第一項に規定する振興開発計画(以下この条において「新計画」という。)に基づく事業とみなして、新奄美法第六條第一項から第四項までの規定を適用する。

2 新奄美法第二條第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成二十一年度の予算に係る国の負担金、補助金又は交付金に係る事業で新奄美法第一條に規定する奄美群島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。

3 新奄美法第二條第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十一年度の予算に係る国の負担金、補助金又は交付金に係る事業で新奄美法第一條に規定する奄美群島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして鹿児島県が国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新奄美法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正前の小笠原諸島振興開発特別措置法第四條第一項に規定する振興開発計画に基づく事業で平成二十一年度以降に繰り越される国の負担金又は補助金に係るものは、第三条の規定による改正後の小笠原諸島振興開発特別措置法(以下この条において「新小笠原法」という。)第四條第一項に規定する振

興開発計画(以下この条において「新計画」という。)に基づく事業とみなして、新小笠原法第六條第一項の規定を適用する。

2 新小笠原法第三條第一項に規定する基本方針が定められるまでの間に、平成二十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第二條第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊急に実施する必要があるものとして国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。

3 新小笠原法第三條第一項に規定する基本方針が定められた日から新計画が定められるまでの間に、平成二十一年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で新小笠原法第二條第一項に規定する小笠原諸島の振興開発のために緊

急に実施する必要があるものとして東京都が国土交通大臣に協議し、その同意を得て決定したものについては、当該事業を新計画に基づく事業とみなして、新小笠原法の規定を適用する。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(政令への委任)

第四条 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(総務省設置法の一部改正)

第五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日
奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第六条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表平成二十一年三月三十一日の項を削り、同表平成二十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十六年三月三十一日
奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第一項の表平成二十一年三月三十一日の項を削り、同表平成二十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成二十六年三月三十一日

奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。）の総合的な振興及び開発に関すること。

附則第四条中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

理由

奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を一層促進するため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成二十六年三月三十一日まで延長するとともに、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画に定める事項として、それぞれ奄美群島の振興開発及び小笠原諸島の振興開発に係る関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を一層促進するため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効

期限を平成二十六年三月三十一日まで延長するとともに、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画に定める事項として、それぞれ奄美群島の振興開発及び小笠原諸島の振興開発に係る関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を追加する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

(一) 奄美群島振興開発基本方針に定める事項として、雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項並びに奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項を追加すること。

(二) 奄美群島振興開発計画に定める事項として、雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項並びに奄美群島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項を追加すること。

島の振興開発に係る独立行政法人奄美群島振興開発基金、事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を追加すること。

(三) 国及び地方公共団体は、奄美群島における就業の促進並びに振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保について適切な配慮をすること。

(四) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種として有線放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等を追加すること。

(五) 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長すること。

(六) その他所要の改正を行うこと。

2 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

(一) 小笠原諸島振興開発基本方針に定める事項として、小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項を追加すること。

(二) 小笠原諸島振興開発計画に定める事項として、小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を追加すること。

(三) 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における振興開発に係る関係者間の連携及び協力の確保について適切な配慮をすること。

(四) 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長すること。

二 議案の可決理由

奄美群島及び小笠原諸島の振興開発を一層促進するため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成二十六年三月三十一日まで延長するとともに、奄美群島振興開発計画及び小笠原諸島振興開発計画に定める事項として、それぞれ奄美群島の振興開発及び小笠原諸島の振興開発に係る関係者間における連携及び協力の確保に関する事項を追加する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十一年度一般会計予算（国土交通省所管）に三百一億七千四百万円、財政投融资特別会計予算に三億円が計上されている。

右報告する。

平成二十一年三月十七日

国土交通委員長 望月 義夫

衆議院議長 河野 洋平殿

（別紙）

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発基本方針の策定に当たっては、環境との調和に配慮するとともに、地元の創意や工夫が十分に発揮できる内容となるよう留意すること。また、両地域の振興開発に当たっては、地域主体で策定される振興開発計画を十分尊重し、ハードとソフト

の施策が引き続き一体的に実施されるよう配慮するとともに、地域経済活性化の観点から、島内企業の受注機会の増大が図られるよう努めること。

二 奄美群島の振興開発に当たっては、多彩で豊かな自然環境の保全に留意するとともに、世界自然遺産候補地としての推薦に向けた地域の取組に配慮すること。

三 奄美群島における産業の振興については、新たな産業の誘致・育成を図るなどにより、若年層等の雇用機会の確保に努めるとともに、大島紬・黒糖焼酎等地域の特性を踏まえた地場産業のより一層の振興が図られるよう配慮すること。

四 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラであること等にかんがみ、航空運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等に関する実証を行うため、奄美群島路線の航空運賃の軽減について必要な措置を講ずるとともに、航空運賃を含む現在の航空政策の基本的な考え方について、今後検証・検討を加えること。

五 小笠原諸島の振興開発に当たっては、世界自然遺産への登録実現に向けて自然環境の保全に積極的に取り組むとともに、観光産業や農水産業の振興など地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化等が図られるよう、空港整備等本土との高速交通手段の確保に努めること。

六 奄美群島及び小笠原諸島における振興開発事業については、両地域の自立的発展に資する効果的な事業が推進されるよう、事業について評価する仕組みを検討し導入を図っていくこと。

明治三十五年三月二十二日
郵便物認可

発行所	
東京一〇五 番四号港区虎ノ門二丁目	平一八四四五
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 二二〇円	本号一部 三三〇円